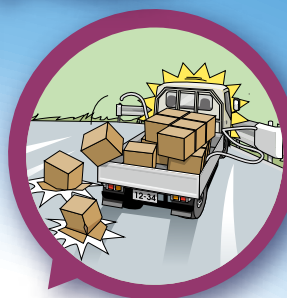




統合賠償責任保険

事業活動の損害賠償リスクを最適なプランで補償します。

2024年10月改定



会社を守り、仕事を守る。



年間売上高・事業収入等が1億円以下の事業者さまには

さらに示談交渉サービスがついています!

事業を取り巻くさまざまな損害賠償

日新火災の「**ビジネスボ**」は、
事業活動における損害賠償リスクや
それに伴う費用支出のリスクを
まとめて補償する保険です。
お客さまのニーズにあわせて、
必要な補償を組み合わせ
てご契約いただけます。

まずは

必要な基本補償を選択

2つ以上の選択でセット割引あり!

さらに

貴社のニーズにあった
補償はオプションで

施設・業務遂行中の
事故の補償



おすすめ!

+ オプション

サイバー・情報漏えい事故補償特約

この特約は基本補償を選択せずに、
単独でご契約いただくこともできます!

生産物・仕事の結果の
事故の補償



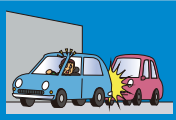
+ オプション

保管財物・借用不動産の
事故の補償



+ オプション

預かった自動車に
生じる事故の補償

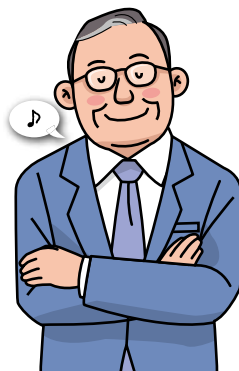


+ オプション

運送貨物に生じる
事故の補償



+ オプション



リスクをビジサポでまとめて補償！

ビジサポの特長！

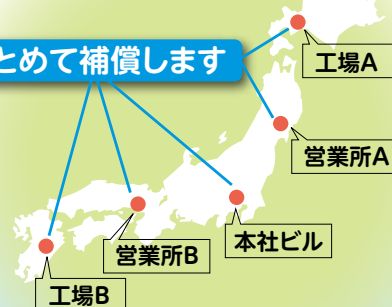
1

加入もれの 心配がありません！

日本国内のすべての施設・業務を対象^(※)とするため、保険の加入もれの心配がありません。

(※)対象とする施設・業務を特定してご契約することもできます。

まとめて補償します



2

契約手続きが 簡単です！

以下の3ステップでお見積りが完成します。

業種(主業務)と
売上高^(※)を
ご申告ください。

必要な補償を
お選びください。

支払限度額と
自己負担額を
お選びください。

(※)お客さまの業種やご契約の方法によっては、他の情報をお伺いする場合があります。

年間売上高・事業収入等が1億円以下の事業者さまの場合

≫ 事故の際、相手方との交渉は日新火災が行います！

事故の際の相手方との交渉は、時間も労力も必要です。
万が一の時、示談交渉は日新火災が行いますので安心です。(※)

(※)詳細につきましては、P17をご参照ください。



お客さまの事業内容・ニーズに合わせて

STEP 1

すべての事業者さま

▶ 施設・業務遂行中の事故の補償 (I施設業務特約) ➡ 5ページ～

施設業務特約は、施設の管理や業務の遂行が原因となった、他人の身体の障害や財物の損壊等による損害賠償事故を補償します。
また、リース・レンタル財物、借用不動産、修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等についても、1回の事故につき1,000万円まで補償します。

おすすめオプション

「サイバー・情報漏えい事故の補償」 ➡ 9ページ

※この補償のみでご契約いただくこともできます。専用のパンフレットもご用意しています。

事業内容・種類によって、
その他の損害賠償リスクがありますので、
こちらもご検討ください。

! このパンフレットでは基本となる5つの補償を以下のマークで表示しています。
また、これらの各補償のことを基本補償といいます。

I施設業務 … I施設業務特約

IV管理自動車 … IV管理自動車特約

II生産物 … II生産物特約

V運送貨物 … V運送貨物特約

III保管財物 … III保管財物特約

以下の基本補償をご検討ください。

STEP 2

作った物や仕事の完了後(引渡後)など、ご自身の手を離れた物によって他人に損害を与えるリスクのある事業者さま

▶ 生産物・仕事の結果の事故の補償(Ⅱ生産物特約) ➤10ページ〜

飲食店、工務店などの請負事業、製造業をはじめ事業者さまの生産物・仕事の結果による損害賠償リスク※を補償します。 ※製造物責任(PL)による損害賠償リスクを含みます。

リース・レンタル財物、借用不動産または修理・保管等のために預かる他人の財物の損壊等について、1回の事故につき1,000万円を超える補償を必要とされる事業者さま

▶ 保管財物・借用不動産の事故の補償(Ⅲ保管財物特約) ➤13ページ

倉庫業、修理・加工業、クリーニング業などの事業者さま、リース・レンタル財物や借用不動産を使用される事業者さまの保管財物・借用不動産の損壊等による損害賠償リスクを補償します。

他人の自動車を預かる事業者さま

▶ 預かった自動車に生じる事故の補償(Ⅳ管理自動車特約) ➤14ページ

自動車整備業、駐車場業などの事業者さまが預かった自動車の損壊等による損害賠償リスクを補償します。

運送事業者さま

▶ 運送貨物に生じる事故の補償(Ⅴ運送貨物特約) ➤15ページ

運送事業者さまの運送貨物の損壊等による損害賠償リスクを補償します。

※契約締結時に2つ以上の基本補償を選択してご契約いただく場合、保険料の割引(セット割引)が適用されます。なお、いずれか1つの基本補償のみでご契約いただくこともできます。

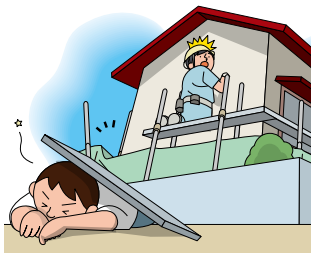
施設・業務遂行中の事故の補償

基本補償 (I施設業務特約)

日本国内における施設の所有・使用・管理または業務(仕事)の遂行に起因する他人の身体の障害や財物

◀ 施設のリスク ▶

施設の所有、使用または管理により生じた事故



工事中に足場が倒れ、通行人に重い後遺障害をあたえてしまった。



店舗の看板が落ちて、通行人にケガをさせてしまった。



エレベーターの誤作動でお客さまが扉にはさまれてケガをした。

❗自動車または原動機付自転車(作業場内専用車を除きます。)の所有・使用・管理に起因する事故は補償されません。ただし、業務の通常の過程として一時的

基本補償に自動的に追加される補償

◀ 国外業務補償 ▶

日本国外において一時的に行う業務(仕事)により生じた事故

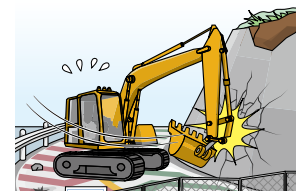


海外出張中に取引先の備品を壊してしまった。

支払限度額 1事故 1,000万円限度(注1)

◀ 保管(借用・受託) ▶

業務(仕事)の遂行のために他人から借りている財物預かっている財物の損壊等



工事現場で、借りていた建設機械をぶつけて壊してしまった。

支払限度額

❗自動車または原動機付自転車(他人から借用・リースしたもの、運送貨物の損壊等は補償されません。)

❗業務の通常の過程として一時的に管理している財物は保管

◀ 人格権・宣伝侵害補償 ▶

施設の所有・使用・管理または業務(仕事)の遂行による人格権侵害または宣伝侵害



エレベーターの管理不備が原因でお客さまが閉じ込められ、精神的ショックを受けたとして、損害賠償請求を受けた(人格権侵害)。



新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして、損害賠償請求を受けた(宣伝侵害)。

支払限度額 1事故 5億円(宣伝侵害は1,000万円)限度(注1)

◀ 業務外個人行為補償 ▶

業務(仕事)に直接起因しない個人の行為により生じた事故(注2)



従業員が取引先から自転車で帰社中、昼食を買うためコンビニに行こうとしたところ、歩行者にぶつかり大ケガをさせてしまった。

支払限度額 1事故 2億円限度(注1)

(注1) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては(注2) 記名被保険者の指示または管理下において、通常の業務を行う時間中(休憩時間を含みます。)

(注3) 事業者(記名被保険者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものであり、従業員自身が負担する損害賠償責任による損害

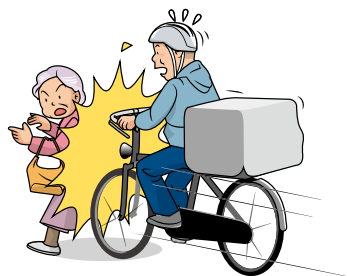
の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

◀ 業務遂行のリスク ▶

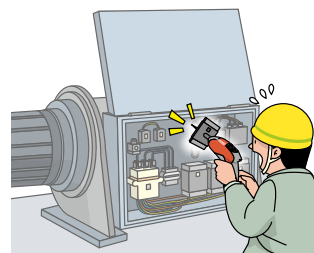
業務(仕事)の遂行により生じた事故



飲み物を運んでいる際に、誤ってお客さまの衣服に飲み物をこぼし汚してしまいました。



自転車で荷物を配達中に通行人にぶつかり、大ケガをさせてしまった。

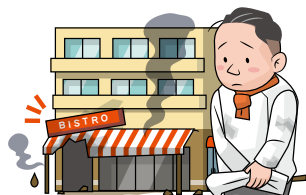


顧客工場内の機械の修理作業中に、作業ミスで機械の部品を壊してしまいました。

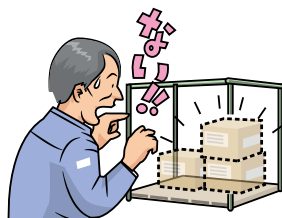
に管理している財物に対する事故は補償します。

財物・借用不動産のリスク ▶

(不動産を含みます。)または保管・修理等を目的として



賃借している店舗を、調理中の火事で焼失させてしまった。



倉庫で預かっている荷物が盗まれた。

1事故 1,000万円限度^(注1)

で作業場内に所在するものまたは他人から借用・リースしたもので登録番号の

(借用・受託)財物にあたらなため、この支払限度額は適用されません。

◀ 借用不動産の修理のリスク ▶

業務(仕事)の遂行のために、他人から賃借する、または施設の運営管理を受託する不動産を損壊等した場合の修理費用

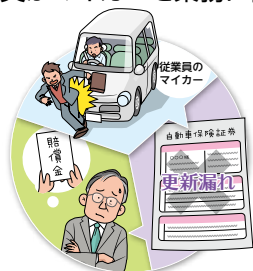


賃借している店舗のドアが泥棒に壊され、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいてドアの修理費用を負担した。

支払限度額 1事故 300万円限度^(注1)

◀ 従業員所有自動車企業賠償補償 ▶

従業員がマイカーを業務に使用している間に発生した事故^(注3)



従業員がマイカーで取引先に向かう途中、通行人にケガをさせてしまったが、自動車保険の更新漏れが発覚。マイカーの業務使用を認めていた事業者が損害賠償請求を受けた。

❗ 自賠責保険または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠責保険または自動車保険により支払われるまたは支払われた保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金をお支払いします。

◀ データ等損壊復旧費用補償 ▶

施設の所有・使用・管理または業務(仕事)の遂行による他人のデータまたはプログラムの消失・破損



取引先の事務所でパソコンの出張修理作業を行っている際に、誤ってデータを消失させてしまった。

再作成費用または1,000万円のいずれか低い額を法律上の損害賠償金として補償の対象とします。

は、P18～P34をご参照ください。
故に限ります。

は補償されません。

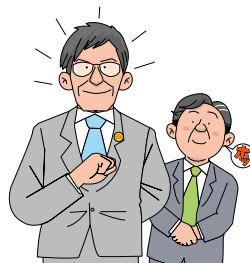
施設・業務遂行中の事故の補償

オプション

①被害事故弁護士費用等補償特約

他人の行為による事故によって記名被保険者等が被った被害について、損害賠償請求を行う場合の弁護士費用や法律相談費用を補償します。

※自動車、原動機付自転車に搭乗中の事故は補償されません。



従業員が営業中に自転車にひかれケガをした。治療費を請求したが応じてくれないため、弁護士に相談した。

支払限度額 1事故・保険期間中 100万円限度

②クレーム等対応費用補償特約

クレーム行為や従業員による信用毀損等の行為を受けた場合における、弁護士費用・信頼回復広告費用・従業員見舞費用を補償します。

※従業員見舞費用は、従業員が他人の行為によって身体の障害の被害を受けた場合に補償します。

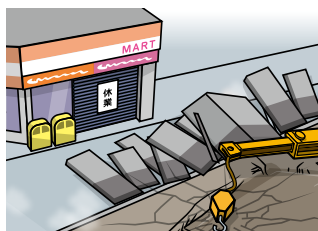


業務に著しく支障をきたすため、従業員への暴言や不当な要求を繰り返す顧客に対し、損害賠償請求を行った。弁護士への報酬や訴訟費用がかかってしまった。

支払限度額 弁護士費用は1事故20万円・保険期間中50万円限度、信頼回復広告費用・従業員見舞費用は合計で1事故10万円・保険期間中20万円限度

③財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約(注1)

事故により、他人の財物を損壊等せずに、他人の財物を使用できなくしたことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。



工事にクレーンが倒れてしまった。周囲に損害はなかったが、近隣店舗で休業による収益減少が生じた。

支払限度額 1事故 1,000万円限度(注2)

④対物超過復旧費補償特約(注3)

他人の財物の損壊等について、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。

※保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。



建設業者が建物建築中に、クレーン操作を誤り隣ビルの給水タンクを損壊。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求されてしまった。

●時価との差額費用→100万円

支払限度額 1事故 100万円限度

(注1)「生産物特約(P10～)」をセットする場合、生産物特約にもこの特約をセットしていただく必要があります(施設業務特約にのみセットすることはできません。)

(注2) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては

(注3)「生産物特約(P10～)」、「保管財物特約(P13)」、「管理自動車特約(P14)」、「運送貨物特約(P15)」をセットする場合、これらの特約にもこの特約をセットして

◀ ⑤ 被害者治療費等補償特約 (注1) ▶

被害者に対する治療費や葬儀費用を補償します。



店内でお客さまが転倒し負傷。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、その治療費を弊社の同意を得て負担した。

支払限度額 被害者1名につき 50万円、1事故・保険期間中 1,000万円限度 (注2)

◀ ⑥ コインロッカー等収納財物見舞費用補償特約 ▶

施設の利用者向けに設置するセイフティボックスやコインロッカーなどに一時的に収納された財物の損壊等が発生し、慣習により見舞金を支払うことによる損害を補償します。



温泉施設のコインロッカーが何者かにピッキングされ、お客さまの財布が盗まれてしまった。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。

支払限度額 被害者1名につき 1万円、1事故 1,000万円限度 (注2)

◀ ⑦ 工事遅延損害補償特約 ▶

基本補償で補償される事故が発生し、工事が遅延した場合の法律上の損害賠償責任を補償します。



ビルのテナントの内装工事を請け負い、納期1週間前に過失によりガス爆発が発生(損傷により他のテナントに損害賠償を行った)。工事中断で納期に間に合わず、損害賠償請求を受けた。

支払限度額 1事故 1,000万円限度 (注2)

◀ ⑧ 地盤崩壊危険補償特約 ▶

地下工事等に伴う地盤の崩壊による工作物、土地等の損壊による損害賠償責任を補償します。



地下工事により土地が沈下し、近隣の建物が損壊し、住民から損害賠償請求を受けた。

※事故の種類により保険金をお支払いできない場合があります。詳細については、P30をご参照ください。

支払限度額 1事故・保険期間中 1,000万円限度 (注2)

◀ ⑨ 漏水対象外特約(施設業務特約用) ▶

給排水設備等からの漏水事故を補償対象外とします。



施設・業務遂行中の事故の補償

オプション 「サイバー・情報漏えい事故の補償」のみでご契約いただくこともできます! (注1)

◀ ⑩サイバー・情報漏えい事故補償特約 ▶

次の①～③の事故により損害賠償責任を負担することによって被る損害や、④または⑤の費用を補償します。

- ① 個人情報や法人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ITユーザー行為 (注2) またはIT業務 (注3) に起因する他人の事業の休止または阻害、他人のデータまたはプログラムの消失等
- ③ 日本国内における業務(仕事)の遂行に起因して生じた他人の身体の障害や財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの
- ④ ①～③が発生した場合や、①や②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃が生じた場合に対応するための原因調査費用、再発防止のためのコンサルティング費用、データ復元費用や不正プログラムの除去のための費用等
- ⑤ サイバー攻撃のおそれが発見された場合に、調査等を依頼する費用

⑤ ⑤の費用は、調査の結果、サイバー攻撃が生じていなかった場合は、コンピュータシステムのセキュリティ運用会社や公的機関からの通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限り補償します。

◀ 情報漏えいのリスク ▶



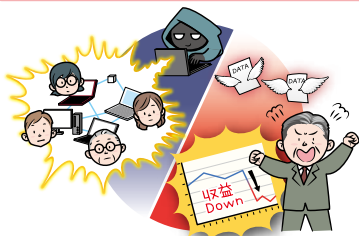
社員がメールの送付先を誤り、顧客情報が流出。新聞への謝罪広告掲載費用、顧客への見舞金の支払いや詫言状の作成費用、コールセンターへの対応委託費用が発生した。

◀ サイバー攻撃対応費用のリスク ▶



工場の生産ラインを管理するパソコンがランサムウェア(身代金要求型ウイルス)に感染し、ファイルやハードディスク等が暗号化され、使用不能となった。原因の調査、データ復元費用および不正プログラムの除去費用が発生した。

◀ コンピュータシステムの所有、使用または管理等のリスク ▶



社内のコンピュータシステムに不正アクセスされた結果、取引先にメール経由で不正なプログラムがインストールされてしまい、業務データを消失させる損害が発生。営業妨害であるとして、収益減少分の損害賠償請求を受けた。

◀ サイバー攻撃のおそれのリスク ▶



セキュリティ運用会社からの通報により、社内のコンピュータシステムに不正アクセスされたおそれが発覚。外部へ調査を委託したところ、不正アクセスはなかったが、調査のための費用が発生した。

支払限度額 (注4)

損害賠償責任
費用

1回の事故・保険期間中 5,000万円、1億円、3億円のいずれかを限度
1回のセキュリティトラブル・保険期間中 3,000万円限度

サイバー緊急連絡先 (専門事業者のご紹介)

万が一サイバー攻撃のおそれがあった場合に、被害範囲の確認や原因調査について、専門事業者が対応します。 **注**

事業者	サービス名称	緊急連絡先	ホームページ
株式会社ラック	緊急対応サービス「サイバー119®」	0120-362-119 119@lac.co.jp	https://www.lac.co.jp/
株式会社サイバーディフェンス研究所	フォレンジック調査／インシデント対応サービス	03-5843-9015	https://www.cyberdefense.jp/
セコムトラストシステムズ株式会社	セコムプロフェッショナルサポート	0120-39-0756	https://www.secomtrust.net/

※このサービスは、お客さまと専門事業者との間で締結される委託契約に基づき有償で提供されるものです。保険の付帯サービスではありません。

注 専門事業者により、一部サービスをご提供できない場合があります。サービスの詳細については専門事業者のホームページをご確認ください。
なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※上記は専門事業者のご紹介であり、ご契約者様ご自身で記載されていない専門事業者をご選定いただくことに問題はありません。

※不正プログラムや不正アクセスによるサイバー犯罪被害を認知した際は、速やかに警察へ通報してください。

(注1)「サイバー・情報漏えい事故の補償」のみをご契約いただく場合は、この特約以外の施設・業務遂行中の事故は補償されません。

(注2) コンピュータシステムの所有、使用または管理、コンピュータシステム上のプログラムまたはデータの提供をいいます。

(注3) ソフトウェア開発、情報処理サービス業務等をいいます。

(注4) 損害賠償責任および費用により弊社がお支払いする保険金の合計額は損害賠償責任の支払限度額を限度とします。なお、費用については、セキュリティトラブルの種類またはご契約の条件により限度額が異なります。詳細につきましてはP27～P28をご参照ください。

生産物・仕事の結果の事故の補償

基本補償(Ⅱ生産物特約)

記名被保険者が日本国内で製造・販売し、その占有を離れた財物(生産物)や完了・引渡し後の業務(仕事)の結果に起因する身体の障害や財物の損壊について法律上の損害賠償責任※を負担することによって被る損害を補償します。

※製造物責任(PL)による損害賠償責任を含みます。

生産物のリスク

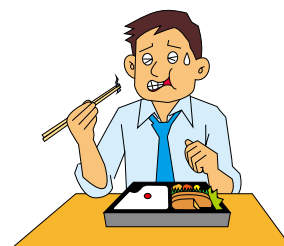
生産物により生じた事故



提供した食品が原因でお客さまが食中毒をおこしてしまった。



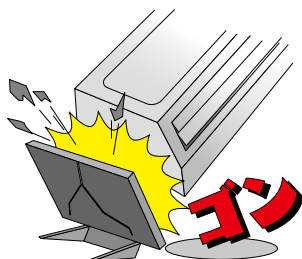
製造した電子レンジから出火して、火災が発生。家が焼失してしまい、住人がケガをした。



販売したお弁当のなかに異物が混入しており、お客さまが口の中を切ってしまった。

仕事の結果のリスク

業務(仕事)の結果により生じた事故



設置したエアコンが取付不備により落下し、下にあったテレビを破損させてしまった。



ドアの取付けが不完全でドアが外れ、住人にケガをさせてしまった。



施工完了後に外壁のタイルがはがれ、通行人にケガをさせてしまった。

基本補償に自動的に追加される補償

国外流出生産物補償

日本国外に持ち出された生産物により生じた事故^(注1)



国内向けに製造したドライヤーに欠陥があり、旅行者が海外で使用中に発火し火傷を負った。

支払限度額 1事故 1,000万円限度^(注2)

データ等損壊復旧費用補償

生産物または業務(仕事)の結果による他人のデータまたはプログラムの消失・破損



お客さまのパソコンを修理し引き渡した後に、パソコン内のデータが壊れていることが判明した。

再作成費用または1,000万円のいずれか低い額を法律上の損害賠償金として補償の対象とします。

(注1) 生産物が、日本国内に住所を有する方によって日本国外に持ち出されたことにより生じた事故に限りします。

(注2) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては、P18～P34をご参照ください。

生産物・仕事の結果の事故の補償

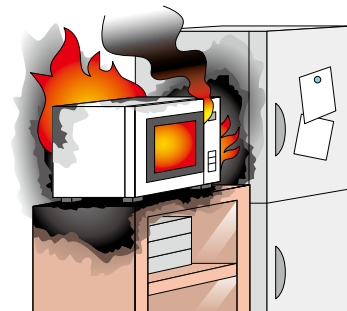
オプション

① 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約

基本補償またはそれにセットされる特約(⑤リコール事故補償特約を除きます。)で補償される事故が生じた場合に、事故の原因となったその生産物や仕事の目的物自体の損壊またはその使用不能についての損害賠償責任や回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用を補償します。

※次の財物の損壊に起因する損害賠償責任はこの特約の補償の対象になりません。(「②不良完成品損害補償特約」をセットすることで補償します。)

- ①完成品(生産物を原材料・部品等として使用して製造または加工された財物のうち、生産物以外の部分)
- ②生産物もしくは完成品が機械・工具である場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物



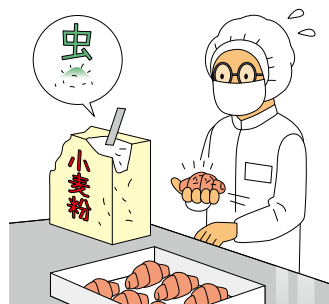
製造した電子レンジから出火して火災が発生し、周りの家財が焼けてしまった。出火した電子レンジの回収、交換費用が発生した。

支払限度額 1事故 1,000万円限度(注1)

② 不良完成品損害補償特約

次の①または②の財物の損壊またはその使用不能についての損害賠償責任や回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用を補償します。

- ①完成品(生産物を原材料・部品等として使用して製造または加工された財物のうち、生産物以外の部分)
- ②生産物または完成品が機械・工具である場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物

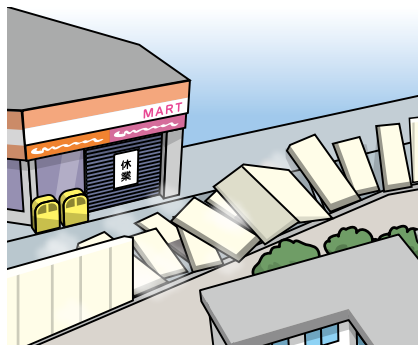


製造した小麦粉に異物が混ざっており、納入先が製造したパンが出荷できなくなったとして、損害賠償請求を受けた。

支払限度額 1事故・保険期間中 1億円限度(注1)

③ 財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約(注2)

事故により、他人の財物を損壊せずに、他人の財物を使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。



工事終了後に工事した壁が崩れてしまった。周囲に損害はなかったが、近隣店舗で休業による収益減少が生じた。

支払限度額 1事故 1,000万円限度(注1)

(注1) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては

(注2) 「施設業務特約(P5～)」をセットする場合、施設業務特約にもこの特約をセットしていただく必要があります(生産物特約にのみセットすることはできません。)

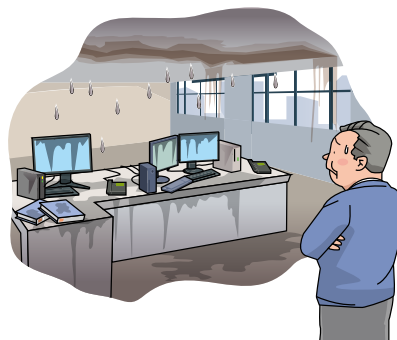
(注3) 「施設業務特約(P5～)」、「保管財物特約(P13)」、「管理自動車特約(P14)」、「運送貨物特約(P15)」をセットする場合、これらの特約にもこの特約をセットして

④対物超過復旧費補償特約^(注3)

他人の財物の損壊について、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

※過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。

※保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。



配管工事を施工したビルの配管が施工ミスにより、階下に水漏れ。事務所内設置のコンピュータが水浸しで全損に。コンピュータの買替費用を全額請求されてしまった。

●時価との差額費用→100万円

支払限度額 1事故 100万円限度

⑤リコール事故補償特約

生産物の欠陥、品質保持期限の表示誤り、食品への異物混入等により、事故の発生またはそのおそれがあるため、日本国内に存在する生産物の回収等に要した費用を補償します。

❗お支払いの対象となるのは、リコールの実施および事故の発生またはそのおそれが新聞、雑誌、行政庁所定の様式および方法による届出など客観的に明らかとなった場合に限りです。

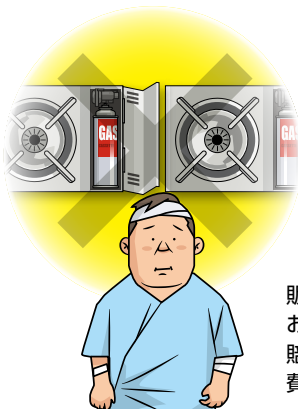


製造・出荷したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、製品の回収を行った。

支払限度額 1事故・保険期間中 3,000万円限度^(注1)

⑥被害者治療費等補償特約^(注2)

被害者に対する治療費や葬儀費用を補償します。



販売した商品の使用方法を誤り、購入したお客さまがケガを負った。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、その治療費を弊社の同意を得て負担した。

支払限度額 被害者1名につき 50万円、1事故・保険期間中 1,000万円限度^(注1)

は、P18～P34をご参照ください。

いただく必要があります(生産物特約にのみセットすることはできません。)

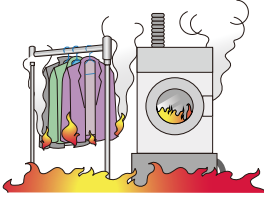
保管財物・借用不動産の事故の補償

基本補償(Ⅲ保管財物特約)

業務(仕事)の遂行のために保管(借用・受託等)している他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

◀ 保管財物のリスク ▶

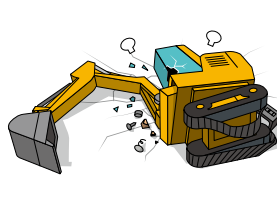
業務(仕事)の遂行のために、他人の財物を保管(借用・受託等)している間に生じた財物の損壊等



お客さまから預かっている衣類を火事で焼損させてしまった。



預かった荷物を誤って紛失させてしまった。



借用している建設用機械を誤って倒して破損させてしまった。

◀ 借用不動産のリスク ▶

業務(仕事)の遂行のために、他人から賃借する、または施設の運営管理を受託する不動産を損壊等した場合の損害賠償責任や修理費用

〈損害賠償責任〉



賃借している店舗を調理中の火事で焼失させてしまった。

〈修理費用〉



賃借している店舗のドアが泥棒に壊され、法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、貸主との契約に基づいてドアの修理費用を負担した。

支払限度額 1事故・保険期間中 300万円限度^{(注1)(※)}

※修理費用にのみ適用されます。

基本補償に自動的に追加される補償

◀ データ等損壊 復旧費用補償 ▶

業務(仕事)の遂行のために管理している他人のデータまたはプログラムの消失・破損



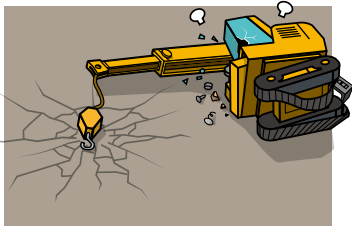
お客さまから預かっているパソコンの修理作業を行っている際に、誤ってデータを消失させてしまった。

再作成費用または1,000万円のいずれか低い額を法律上の損害賠償金として補償の対象とします。

オプション

◀ ①保管財物使用不能損害補償特約 ▶

事故により、保管(借用・受託等)している他人の財物を使用できなくなったことによる収益減少などの損害賠償責任を補償します。



借用しているクレーンを誤って倒して破損させてしまい、返却予定日に返却できなかったため、リース会社より返却予定日以降の収益減少額を請求された。

支払限度額 1事故 1,000万円限度^(注1)

◀ ②対物超過復旧費補償特約^(注2) ▶

保管(借用・受託等)財物を損壊等し、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。



倉庫業者が中古機械を預かり、倉庫内に保管していたところ火事が発生して、すべて焼失。機械の所有者から再購入にかかる費用を全額請求されてしまった。

●時価との差額費用→100万円

※過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。

※保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。

支払限度額 1事故 100万円限度

◀ ③漏水対象外特約 (保管財物特約用) ▶

給排水設備等からの漏水事故を補償対象外とします。



(注1) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては、P18～P34をご参照ください。

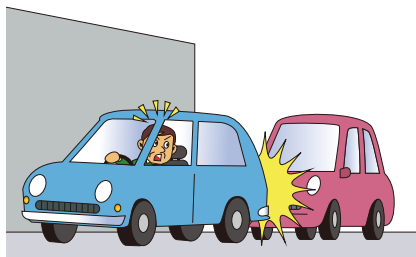
(注2) 「施設業務特約(P5～)」、「生産物特約(P10～)」、「管理自動車特約(P14)」、「運送貨物特約(P15)」をセットする場合、これらの特約にもこの特約をセットしていただく必要があります(保管財物特約にのみセットすることはできません。)

預かった自動車に生じる事故の補償

基本補償 (Ⅳ管理自動車特約)

仕事(自動車運転代行業を除きます。)の遂行のために管理している他人の自動車または原動機付自転車の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。下請業者に再委託する場合も、自動的に補償の対象となります。

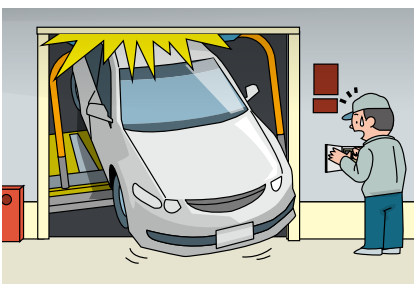
◀ 管理自動車のリスク ▶



修理のために預かっている自動車を、ぶつけて壊してしまった。



修理で預かっていた自動車の塗装作業を塗装業者に業務委託したが、塗装業者が自動車を移動中にぶつけて壊してしまった。



機械駐車場の操作を誤り、預かっていた自動車を壊してしまった。

◀ さらに次の費用も補償します。 ▶

■全損付帯費用

預かった自動車が全損となった場合、損害賠償金の**5%**に相当する額を追加でお支払いします。(※)



(※) お支払いする保険金と合わせて保険証券記載の支払限度額が限度となります。

オプション

◀ ①管理自動車使用不能損害補償特約 ▶

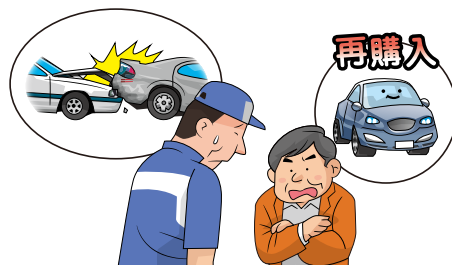
預かった自動車を損壊、紛失したことにより、所有者がその自動車を使用できなかったことについて負担する損害賠償責任を補償します。



修理のために預かった自動車をぶつけて壊してしまった。
持ち主から修理期間中の代車費用を請求された。

◀ ②対物超過復旧費補償特約(注) ▶

預かった自動車を損壊等し、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。



修理のために預かっていた自動車を移動中にぶつけて壊してしまって全損に。お客さまから再購入にかかる費用を全額請求されてしまった。

●時価との差額費用→100万円

※過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。

※保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。

支払限度額 1事故 100万円限度

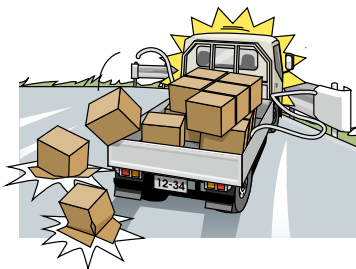
(注)「施設業務特約(P5～)」、「生産物特約(P10～)」、「保管財物特約(P13)」、「運送貨物特約(P15)」をセットする場合、これらの特約にもこの特約をセットしていただく必要があります(管理自動車特約にのみセットすることはできません。)

運送貨物に生じる事故の補償

基本補償(V運送貨物特約)

運送、搬送または作業もしくは保管を目的として受託した財物の損壊等について、運送事業者である被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。下請業者に再委託する場合も、自動的に補償の対象となります。

輸送中、保管中のリスク

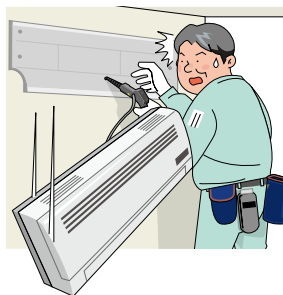


貨物輸送中の事故により、荷崩れを起こし受託貨物を損傷させてしまった。



倉庫に保管していた受託貨物が、火災によって焼失してしまった。

作業中のリスク



運送と据付業務を請け負ったエアコンを据付作業中に誤って損壊させてしまった。

さらに次の費用も補償します。

■事故に伴う各種費用

受託した貨物に発生した事故に伴い、臨時費用、残存物取片づけ費用・廃棄費用、継搬・急送費用、検査費用を負担した。



支払限度額 それぞれの費用につき1事故 200万円限度

オプション

①運送貨物使用不能損害補償特約

預かった荷物を事故により使用できなくしたことになる、法律上の損害賠償責任(代替品費用、収益の減少、逸失利益など)を補償します。



受託貨物を損傷してしまい、荷主から代替品のレンタル費用について、損害賠償を請求された。

支払限度額 1事故 200万円限度(注1)

②対物超過復旧費補償特約(注2)

預かった荷物を損壊等し、修理費が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。



お客さまから預かった荷物を移動中にぶつけて壊してしまって全損に。お客さまから再購入にかかる費用を全額請求されました。

●時価との差額費用→100万円

※過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。

※保険金お支払いの条件として、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる場合であること、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理することが必要となります。

支払限度額 1事故 100万円限度

③補償対象外特約

■費用補償対象外特約

事故に伴う各種費用保険金を補償対象外とします。



■個人家財対象外特約

個人の家財の損壊等を補償対象外とします。



(注1) 保険証券記載の支払限度額といずれか低い額となります。また、事故の種類またはご契約の条件により限度額が異なる場合があります。詳細につきましては、P18～P34をご参照ください。

(注2) 「施設業務特約(P5～)」、「生産物特約(P10～)」、「保管財物特約(P13)」、「管理自動車特約(P14)」をセットする場合、これらの特約にもこの特約をセットしていただく必要があります(運送貨物特約にのみセットすることはできません。)

お支払いする保険金の種類と概要 共通

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	概 要	支払限度額 ^(注1)
①法律上の損害賠償金	身体に関する損害賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する損害賠償金(修理費用等) ^(注2)	自己負担額を超えた部分につき、支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
②争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤訴訟対応費用にあたらないもの	支払限度額および自己負担額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
③損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用で⑥初期対応費用にあたらないもの	
④保険会社への協力費用	弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が弊社の求めに応じ、協力するために支出した費用	
事故対応費用	⑤訴訟対応費用 事故について被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟について、被保険者が直接支出した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 次の方の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人 ^(※) ③ ①の請負業務の発注者 ^(※) (2) (1)①から③までに規定する方の役員または使用人の交通費または宿泊費 (3) 増設コピー機のリース費用 (4) 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 (5) 事故原因の調査費用 (6) 意見書・鑑定書の作成費用 (7) 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限ります。	自己負担額に関係なく1回の事故につき、⑤から⑦までの事故対応費用の合計額について、1,000万円を限度にお支払いします。ただし、初期対応費用のうち次のア、およびイ、に対して支払う保険金は、次の額を限度とします。 ア、被害者見舞費用 身体の障害については被害者1名につき10万円、財物の損壊等については1回の事故につき10万円 イ、弁護士相談費用 1回の事故につき5万円
	⑥初期対応費用 事故について被保険者が初期対応を行うために直接要した次の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当な費用 (1) 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 (2) 事故現場の取片づけ費用 (3) 次の方の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ① 記名被保険者 ② ①の下請負人 ^(※) ③ ①の請負業務の発注者 ^(※) (4) 通信費 (5) 被害者見舞費用(見舞金(香典を含みます。))または見舞品の購入費用 (6) 書面による弊社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 (7) 弁護士相談費用 (8) (1)から(7)までに準じるその他の費用 (※) 下請負人、発注者 被保険者である場合に限ります。	
	⑦信頼回復広告費用 事故について記名被保険者が支出した次の費用のうち、書面による弊社の事前の同意を得て支出した費用 (1) 休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 (2) 事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用。ただし、事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。 (3) コンサルティング費用。ただし、次の対策についての助言の対価としてのものに限ります。 ① (2)に規定する広告宣伝活動対策 ② 事故が他人の身体の障害である場合における事故の再発防止対策	

(注1) 明細付契約の場合は、明細ごとに支払限度額を適用します。

(注2) 損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。弊社の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険料のお支払方法 共通

以下のお支払方法をご用意しています(ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。)

口座振替 一時払 分割払 ^(注) お客さまご指定の口座からの引き落とし	クレジットカード払 一時払 分割払 ^(注) 二次元コードを読み取り、携帯端末でお手続き	コンビニ払(後払方式) 一時払 コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で「払込票」によるお支払い ※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。	請求書払 一時払 「請求書」による弊社指定口座へのお振込み
--	--	--	--

上記以外に現金払(一時払・分割払^(注))によるお支払いも可能です。

(注) 分割払は12回払のみとなります。また、分割払による保険料の割増はありません。

保険期間 共通

保険期間は1年間です。一定の条件に合致する場合は、1年未満のご契約(短期契約)または1年超のご契約(長期契約)が可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

被保険者 共通

この保険契約で補償の対象となる方は以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の使用人
- ③記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関)
- ④記名被保険者が法人以外の社団その他の事業者または任意団体である場合は、その構成員
- ⑤記名被保険者が自然人である場合は、その配偶者および同居の親族
- ⑥記名被保険者の下請負人^(注1)ならびにその執行機関(理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関)および使用人
- ⑦記名被保険者の請負業務の発注者^(注2)

ご注意

- ◆②～⑦については、記名被保険者が行う業務に関する場合に限りです。
- ◆①～⑤までの被保険者間を除き、被保険者相互間の事故も対象になります。
- ◆生産物特約においては、販売人および部品等製造業者も被保険者に含まれます。
- ◆セットされる特約等により、被保険者の範囲が変更になる場合があります。

(注1) 下請負人…記名被保険者が共同企業体である場合の構成員およびその下請負人を含みます。施設または業務を行っている場所において、記名被保険者との契約に基づき、業務に従事する構内下請負人を含みます。

(注2) 発注者…記名被保険者が下請負人である場合の元請負人を除きます。

業務固有の事故の補償 共通

下記の業務を行うお客さまについては、それぞれ下記の業務固有の事故の補償^(注1)が追加されます。

業 務	対象となる特約	業務固有の事故
介護業務	Ⅰ施設業務 Ⅱ生産物	・介護保険法に基づき理学療法士・作業療法士が行う業務および看護師が行う看護行為 ^(※) によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の損壊等 (※)保健師助産師看護師法の療養上の世話をいい、診療の補助に該当しない行為をいいます。
居宅介護等支援業務	Ⅰ施設業務	・施設の所有、使用もしくは管理または業務の遂行に起因する他人の財産上の権利の侵害
警備業務	Ⅰ施設業務	・被保険者によって行われた業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 ・警備対象物(自動車・原動機付自転車を含みます。)の損壊等
人材派遣業務	Ⅰ施設業務 Ⅱ生産物 Ⅲ保管財物 Ⅳ管理自動車 Ⅴ運送貨物	・派遣労働者による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因して他人の財産が不法に領得された損害 ^(※) (※)Ⅰ施設業務にのみ適用されます。 ・派遣先において派遣労働者が行った業務によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の損壊等
学校による教育活動業務	Ⅰ施設業務	・生徒等が職業体験先企業で行う業務によって生じた他人の身体の障害もしくは財物の損壊等。ただし、記名被保険者が幼稚園、大学または専修学校の場合を除きます。 ・生徒等が行った個人行為に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等 ^(注2) 。ただし、記名被保険者が大学または専修学校の場合を除きます。 ・記名被保険者またはその使用人等による他人の身体の障害または財物の損壊等を伴わない不測の事故(入学試験の申込手続、合否発表の過誤など)によって生じた損害
シルバー人材センター	Ⅰ施設業務 Ⅱ生産物 Ⅲ保管財物 Ⅳ管理自動車 Ⅴ運送貨物	・シルバー人材センターの登録会員が行う会員業務(シルバー人材センター等から受託する業務)に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等(Ⅰ施設業務における保管財物については2,000万円まで増額して補償します。)
鍵 ^(※) の保管業務	Ⅰ施設業務 Ⅲ保管財物	・記名被保険者の業務に鍵の管理を含む場合、鍵またはその鍵で開錠可能な錠前の損壊等による事故については、鍵および鍵の錠前の交換費用または再作成費用を補償 (※)建物管理のための鍵で、カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。
LPガス業務	Ⅰ施設業務 Ⅱ生産物	・自動車による輸送中の事故。ただし、容量が600kg以下のLPガス容器またはその容器中のLPガスによって生じた損害に限りします。 ・損害賠償責任が発生しない場合に慣習として弊社の同意を得て見舞金を支払うことによる損害
クリーニング業務	Ⅰ施設業務 Ⅲ保管財物	・洗たく物の誤配

(注1) 事故の種類またはご契約の条件等により、お支払いする保険金の額に限度がある場合があります。詳細につきましては、P24～をご参照ください。

(注2) 記名被保険者の指示または管理下において、学校による教育活動中(休憩時間を含みます。)または教育活動が行われる場所と生徒等の住居との間の往復途上中の事故に限りします。

示談交渉(賠償事故の解決に関する特約) 共通

事故の際の相手方との交渉は、日新火災が行います。

ご注意

- ◆記名被保険者の年間売上高・事業収入等が1億円以下のご契約に限りします。
- ◆他人の身体の障害または財物の損壊等を伴う事故(サイバー攻撃に起因する場合を含みます。)に限りします。
- ◆損害賠償請求権者またはその代理人が日本国外に所在している場合は対象外となります。

基本特約

ビジサポ(統合賠償責任保険)共通

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合

保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任^(注)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注) 保管財物事故、借用不動産事故については、財物に関する正当な権利を有する方に対して負担する法律上の損害賠償責任をいいます。運送貨物事故については、荷主または元請運送人に対して負担する法律上の損害賠償責任をいいます。

共通免責

保険金をお支払いしない主な場合

次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。)
- ⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
- ⑦ 汚染物質の排出等(不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて7日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。)
- ⑧ 専門業務(医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体美容、弁護士業務など)
- ⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジー・ジャンプまたは山岳登山の運営、指導、監督または引率
- ⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
- ⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任(被保険者ごとに個別に適用します。建設事業の場合は、発注者その他の被保険者との間に限り個別に適用します。)
- ⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
- ⑮ サイバー攻撃に起因する事故

など

リスクの別

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

▼施設・業務事故 I施設業務

- 施設の所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等
 - ・被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故
 - ・被保険者による昇降機の所有、使用または管理に起因する事故
 - ・施設の給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故
- 業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等
 - ・被保険者による業務の遂行に起因する事故
 - ・業務の遂行された場所に放置または遺棄された機械装置または資材による事故
 - ・作業場内専用車による事故
- ①自賠責保険が締結されるべきまたは締結されている場合または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠責保険または自動車保険により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金をお支払いします。
- ・荷物の積み込み・積み出し作業中の自動車や車両に起因する事故
- ・請負業務における元請負人、下請負人間の事故
- ①使用人(記名被保険者が下請負人の場合における元請負人の使用人を除きます。)の身体の障害は補償されません。

共通免責 + 次の事由に起因する損害

- ① 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊
- ② 自動車および原動機付自転車または施設外における船舶・車両に起因する損害。ただし、荷物の積み込みまたは積み出し作業および作業場内専用車に起因する損害を除きます。
- ③ じんあいまたは騒音
- ④ 飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた業務による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散(塗装用容器または作業用具の落下または転倒による事故は補償されます。)
- ⑤ 託児、保育、ベビーシッター等の業務の遂行に起因する満1歳に満たない方の身体の障害
- ⑥ 記名被保険者の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の遂行
- ⑦ 被保険者が業務の遂行のために使用・管理する敷章、稿本その他これらに類する財物、動物・植物の損壊等
- ⑧ 被保険者が業務の遂行のために使用・管理する財物に生じた次のいずれかの事由
 - ア. 財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
 - イ. 保険契約者、被保険者、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐欺
 - ウ. 被保険者またはその使用人が財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
 - エ. 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、変色等
 - オ. 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
 - カ. 自然発火または自然爆発
 - キ. 修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良(これらの事由に起因する火災または爆発によって財物に発生した損壊は補償されます。)

など

- ①記名被保険者が次の業務を行う場合は、保険金をお支払いしない主な場合を個別に設定させていただいております。
詳しくは、P24以降の該当項目をご参照ください。

- ・工事業・居宅介護等支援業務・警備業務・人材派遣業務
- ・学校による教育活動業務・LPガス事業者・クリーニング業務

施設・業務遂行中の事故の補償(I施設業務特約)

▼保管財物事故 Ⅰ施設業務

- 被保険者が業務の遂行のために保管(受託・借用)する財物(保管財物)の損壊等
- ①業務の通常の過程として一時的に管理する他人の財物に対する事故は、業務遂行中の事故として補償しますので、これらの事故には含まれません。

▶▶保管財物とは

業務の遂行のために借りている財物(リースの財物を含みます。)のうち、右記のものを除いた財物	①自動車、原動機付自転車 ^(注1) ^(注2) またはこれらの付属品 ②運送または搬送を目的として受託または請け負った財物 ③勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物 ④動物または植物 ⑤借用不動産(借用不動産事故として補償しますので、そちらをご参照ください。)
業務の遂行のために保管・修理等を目的として預かっている財物のうち、右記のものを除いた財物	

被保険者の業務に、建物管理のため鍵の管理が含まれる場合は、その鍵(カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。)およびその鍵で開錠可能な錠前(鍵もしくは錠前の損壊等^(注3)は、鍵と錠前両方の損壊等とみなします。)

- (注1)自動車、原動機付自転車
作業場内に所在するものまたは法令による車両登録のないものは除きます。
- (注2)原動機付自転車
駐輪場において保管する原動機付自転車を除きます。
- (注3)鍵もしくは錠前の損壊等
法律上の損害賠償金の額は、鍵および錠前の交換費用または再作成費用の額とします。

▶▶保管、借用する財物の支払限度額および自己負担額

支払限度額 (1回の事故につき)	次の①または②のいずれか低い額 ①施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額 ②1,000万円
自己負担額	施設業務特約の財物の損壊等の自己負担額

▼借用不動産事故 Ⅰ施設業務

- 借用不動産の損害
記名被保険者が業務の遂行のために他人から賃借する、または施設の運営管理を受託する不動産^(注)の損壊等
- (注)不動産に備え付けられる什器・備品を含みます。
- ①サイバー攻撃により借用不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合についても補償されます。

▶▶支払限度額および自己負担額

支払限度額 (1回の事故につき)	次の①または②のいずれか低い額 ①施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額 ②1,000万円
自己負担額	施設業務特約の財物の損壊等の自己負担額

- 借用不動産の修理費用
借用不動産の貸主または管理委託者との契約に基づいて、借用不動産を損壊等が発生する直前の状態に復旧するための費用
- ①次の財物の修理費用を除きます。
(1)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構造物
(2)玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産の共同の利用に供せられるもの
- ①サイバー攻撃により借用不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合についても補償されます。

▶▶支払限度額および自己負担額

支払限度額 (1回の事故につき)	次の①または②のいずれか低い額 ①施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額 ②300万円
自己負担額	施設業務特約の財物の損壊等の自己負担額

共通免責 + 次の事由に起因する損害。ただし、③および④の規定は被保険者(P17の被保険者のうち、①～⑤の被保険者を除きます。)ごとに個別に適用します。

- ①財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
- ②保険契約者、被保険者、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐欺
- ③被保険者が所有する財物の損壊等
- ④被保険者またはその使用人が財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ⑤自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- ⑦自然発火または自然爆発
- ⑧修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良(これらの事由に起因する火災または爆発によって財物に発生した損壊は補償されます。)
- ⑨建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑩保管財物の使用不能
- ⑪他人から借りている財物に生じた次の損壊
ア、消耗品または消耗材^(注1)に単独に生じた損壊
イ、傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
ウ、電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- ⑫被保険者またはその代理人が所有またはリースもしくはレンタル契約により借用している自動車、原動機付自転車^(注2)またはこれらの付属品の損壊等
など

(注1)消耗品または消耗材
潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。

(注2)自動車、原動機付自転車
被保険者が業務の遂行のために他人から借用もしくはリース契約に基づき占有している次に該当するものは補償されます。
①作業場内に所在するもの
②法令による車両登録をしていないもの

共通免責 + 次の事由に起因する損害

- ①借用不動産の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った業務による場合は補償されます。
- ②借用不動産の使用もしくは管理を委託された方の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は補償されます。
- ③借用不動産の欠陥
- ④被保険者が借用不動産を貸主または管理委託者に引き渡した日からその日を含めて30日を経過した後に発見された借用不動産の損壊等
- ⑤自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑥建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑦借用不動産に生じた次の損壊
ア、電球、ブラウン管等の管球類に単独に生じた損壊
イ、傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
- ⑧詐欺または横領
- ⑨土地の沈下、移動または隆起

共通免責 + 借用不動産事故の免責②、③、⑤～⑨ + 次の事由に起因する損害

- ①保険契約者、被保険者、借用不動産の貸主もしくは管理委託者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②①に規定する方以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その方またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、被保険者またはこれらの方の法定代理人以外の方が受け取るべき金額を除きます。
- ③借用不動産に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣

など

リスク
の別

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

生産物・仕事の結果の事故の補償（Ⅱ生産物特約）

▼生産物・完成作業事故

Ⅱ生産物

●記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物^(注)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
(注)これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。

●被保険者による業務の結果(引渡し)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

共通免責 + 次の事由に起因する損害

①被保険者が故意もしくは重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果(引渡し)

②生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すこと)または虚偽の表示

③次のいずれかの生産物の製造、加工もしくは輸入または生産物に対する氏名、商号等の表示
ア. 体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具
イ. 体内移植用医療機械、器具または材料
ウ. 臨床試験用医療用具または器具
エ. 医薬品
オ. 農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤
カ. 武器
キ. たばこ
ク. 化粧品
ケ. 航空機またはその構成部品
コ. 自動車、原動機付自転車または船舶

④業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材(施設業務特約にて補償します。)

⑤土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事、浚渫^{しゅんせつ}工事または地盤調査の結果

⑥記名被保険者の行う業務が運送事業である場合において、その下請負人である航空運送事業者、船舶運送事業者または鉄道運送事業者の業務の結果

⑦被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能(財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。))について賠償責任を負担することによって被る損害
ア. 生産物
イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられたまたは加えられるべきであった財物
ウ. 完成品(生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。))、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。)
エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

⑧リコール措置のために要した費用

など

保管財物・借用不動産の事故の補償（Ⅲ保管財物特約）

▼保管財物事故

Ⅲ保管財物

●被保険者の業務の遂行に起因して保管(受託・借用)する財物の損壊等

●被保険者が使用または管理する財物の損壊等
財物が次のいずれかに該当する場合は補償の対象となりません。
①勲章、徽章、稿本その他これらに類する財物
②動物または植物

●被保険者の業務に、建物管理のための鍵の管理が含まれる場合は、その鍵(カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。))およびその鍵で開錠可能な錠前は保管財物に含まれます。なお、鍵もしくは錠前の損壊等は、鍵と錠前両方の損壊等とみなします。

P19保管財物事故の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

▼借用不動産事故

Ⅲ保管財物

●記名被保険者が業務の遂行のために他人から賃借する、または施設の運営管理を受託する不動産^{(注1)(注2)}の損壊等
(注1)保険証券記載の不動産に限り、^{しんぶつ}に限り、^{しんぶつ}に限り。
(注2)不動産に備え付けられる什器・備品を含みます。

●サイバー攻撃により借用不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合についても補償されます。

●借用不動産の貸主または管理委託者との契約に基づいて、借用不動産を損壊等が発生する直前の状態に復旧するための費用

●次の財物の修理費用を除きます。
(1)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物
(2)玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産の共同の利用に供せられるもの

●サイバー攻撃により借用不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合についても補償されます。

P19借用不動産事故の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

支払限度額および自己負担額

支払限度額
(1回の事故および
保険期間中につき)

自己負担額

次の①または②のいずれか低い額
①保管財物特約の支払限度額
②300万円

保管財物特約の自己負担額

リスク
の大小

預かった自動車の事故の補償(Ⅳ管理自動車特約)

運送貨物に生じる事故の補償(Ⅴ運送貨物特約)

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いしない主な場合

▼管理自動車事故 Ⅳ管理自動車

- 被保険者が業務(自動車運転代行業を除きます。)の遂行として管理している自動車または原動機付自転車およびこれらの付属品の損壊等
 - ①管理自動車事故により、管理自動車が全損^(注)となった場合は、P16のお支払いする費用に加えて、臨時に生ずる費用として損害賠償金の5%に相当する額をお支払いします。
- (注)全損
修理費が管理自動車の時価額と同額または上回ることをいいます(盗難により発見できなかった場合および修理することができない場合を含みます。)

共通免責 + 次の事由に起因する損害。ただし、③および④の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

- ①保険契約者、被保険者、その使用人または代理人が行い、または加担した盗取または詐欺
- ②管理自動車の使用不能。ただし、盗取または詐欺による場合を除きます。
- ③被保険者が所有する自動車または原動機付自転車の損壊等
- ④被保険者またはその使用人が管理自動車を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ⑤被保険者またはその使用人が所有またはリースもしくはレンタル契約により借用する管理自動車の損壊等
- ⑥管理自動車がその財物について正当な権利を有する方に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
- ⑦修理、点検または加工等の作業工程における技術の拙劣または仕上がり不良(これらの事由に起因する火災または爆発によって管理自動車に発生した損壊は補償されます。)
- ⑧法令に定められた運転資格を持たない方または酒気を帯びた状態の方によって運転されている間に生じた管理自動車の損壊等
- ⑨次に掲げる財物の損壊等
 - ア. 燃料、ボディカバーおよび洗車用品
 - イ. 法律、命令、規則または条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
 - ウ. 通常装飾品と見なされる物
 - エ. 積載物(積荷および搭乗者の身の回り品を含みます。)

▼保管財物事故 Ⅳ管理自動車

- 被保険者が自動車等を管理する業務の遂行に付随して受託している自動車および原動機付自転車以外の財物(他人から被保険者に支給された資材もしくは材料または設置、移設もしくは組立作業の目的物を含みます。)の損壊等

P19保管財物事故の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

▼運送貨物事故 Ⅴ運送貨物

- 運送事業者である被保険者が業務の遂行として運送、搬送または作業もしくは保管を受託または請け負った財物の損壊等
- ①事故の際は、P16のお支払いする費用に加えて、次の費用もお支払いします(1回の事故およびそれぞれの費用につき、200万円限度)。

お支払いする費用		保険金を支払う場合
①	臨時費用	運送貨物特約において保険金が支払われる場合(1回の事故につき支払う保険金の10%に相当する額)
②	残存物取片づけ費用・廃棄費用 損壊等を受けた貨物の残存物の取りこわし、取片づけ、清掃、搬出または廃棄のために直接要した費用でその額および使途が社会通念上妥当な費用をお支払いします。	運送貨物特約において保険金が支払われる場合 ①貨物が液体または気体の場合は、土壌、大気、公共水域からの除去、清掃等の費用は除きます。
③	継搬・急送費用 輸送中の貨物もしくは代替品を引き続き搬送もしくは急送するために直接要した費用でその額および使途が社会通念上妥当な費用をお支払いします。	次のいずれかに該当する事由が発生した場合 ア. 火災・爆発または輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によってその輸送用具が自力走行不能となったこと。 イ. 運送貨物特約において保険金が支払われること。 ウ. 誤配送が生じたこと、または積み忘れもしくは荷卸し忘れが生じたこと。
④	検査費用 貨物の損壊等の発生の有無や原因等の調査を目的として行われる検査に直接要した費用(仕分費用、再梱包費用等を含みます。)でその額および使途が社会通念上妥当な費用をお支払いします。	運送貨物特約において保険金が支払われる貨物の損壊等が発生したと推定される場合

共通免責 + 次の事由に起因する損害または、次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、⑩の規定は被保険者(P17の被保険者のうち①～⑤の被保険者を除きます。)ごとに個別に適用します。

- ①被保険者の使用人の故意
- ②輸送用具または貨物の積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さないこと。
- ③輸送用具の不完全被覆
- ④警察でその届出が受理されていない盗難または各荷造りごとの紛失
- ⑤自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑥自然発火または自然爆発
- ⑦荷主による荷造りの不完全
- ⑧運送の遅延
- ⑨貨物が荷受人に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された損壊等
- ⑩被保険者が所有する貨物の損壊等
- ⑪貨物の目減りまたは原因不明の数量不足
- ⑫次の方により輸送用具が運転または操作されている間に生じた事故に起因する賠償責任。ただし、カーフェリーの運転または操作中に生じた事故による場合を除きます。
ア. 法令に定められた運転資格または操作資格を有しない方
イ. 法令に規定された酒気帯びの方
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転または操作ができないおそれがある状態の方
- ⑬法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けた輸送用具以外の輸送用具によって貨物が運送された場合に、その輸送用具による輸送中または仮置中に生じた事故に起因する賠償責任
- ⑭違約金、慰謝料または貨物の使用不能
- ⑮輸送用具の燃料不足、バッテリーの充電・電圧不足またはタイヤのパンクによって生じた継搬・急送費用。ただし、タイヤのパンクは、偶然かつ外来の要因により発生したものを除きます。
- ⑯誤配送された地が日本国外であった場合に発生した、その地からの継搬・急送費用
- ⑰荷送人または荷受人の誤った注文・指図により発生した、仕向地からの継搬・急送費用
- ⑱タンク等への注入によって引き渡し完了する貨物について、タンク等に既に存在していた物の損害

など

- ①現金、貴重品等の損害は、1梱包、1個または1組あたり10万円まで補償されます。

I施設業務 **II生産物** **III保管財物** **IV管理自動車** **V運送貨物**

上記のマークで表示される基本特約(基本補償)に応じて、自動追加特約の各補償が自動的に適用されます。

損害賠償請求ベース マークの付された特約の全部または一部に適用されます。

日本国内において事故が発生した場合、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に行われた場合のみ補償の対象とする特則です。同一の原因または事由に対する複数の被害者からの一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

自動追加特約

補償する事故／保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合
▼ 人格権・宣伝侵害事故 I施設業務 損害賠償請求ベース			
被保険者の施設の所有、使用、管理または業務の遂行に起因して発生した人格権侵害または宣伝侵害による事故			
支払い事由	対象となる行為	対象となる事象	
人格権侵害	不当な身体の拘束	左記(不当行為)による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害	
	口頭または文書もしくは図画等による不当な表示		
宣伝侵害	製造、販売または提供した商品・サービス等に関して行われた広告・宣伝	左記による他人の著作権の侵害	
		左記による他人またはその商品・サービス等に対する誹謗・中傷による権利侵害	
サイバー攻撃に起因する場合についても補償されます。			
＜支払限度額＞			
人格権侵害事故		宣伝侵害事故	
1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①5億円 ②施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)		1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①1,000万円 ②施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)	
＜自己負担額＞施設業務特約の自己負担額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)			
▼ データ等損壊事故 I施設業務 II生産物 III保管財物 IV管理自動車 V運送貨物			
有体物の損壊等を伴わず、磁氣的・光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの消失または破損による事故			
＜支払限度額＞各基本特約の財物の損壊等の支払限度額(法律上の損害賠償金の額は1,000万円または再作成費用のいずれか低い額とします。)			
＜自己負担額＞各基本特約の自己負担額			
▼ 国外業務・国外流出生産物事故 I施設業務 II生産物			
● 出国から帰国までの期間が30日間以内の一時的な国外業務中に発生した事故(国外業務事故)			
● 生産物(輸出用製品またはその構成部品・原材料として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。)が被保険者以外の日本国内に住所を有する方により日本国外に持ち出されたことにより発生した事故(国外流出生産物事故)			
● 被保険者が請け負った工事(機械・家具類修理を含みます。)に起因する事故は対象外です。			
＜支払限度額＞1回の事故につき、1,000万円または各基本特約の支払限度額のいずれか低い額。ただし、国外流出生産物事故については、生産物特約で支払われる保険金と合わせて生産物特約の保険期間中支払限度額が適用されます。			
＜自己負担額＞各基本特約の自己負担額			
			共通免責(⑮を除く) + 次の事由に起因する損害。ただし、④の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ①弊社でお引受けした初年度契約の保険期間の開始時より前に行われた不当行為または広告・宣伝 ②最初の行為が弊社でお引受けした初年度契約の保険期間の開始時より前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為または広告・宣伝 ③事実と異なることを認識しながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為または広告・宣伝 ④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑤被保険者による広告、出版、放送または通信の事業に関して行われた不当行為または広告・宣伝 ⑥契約違反による宣伝侵害 ⑦生産物または仕事の価格、品質または性能に関する宣伝の過誤 ⑧被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の方によって行われた不当行為 ⑨施設の所有、使用もしくは管理または業務の遂行に起因する情報漏えいもしくはそのおそれ
			共通免責 + 次の事由に起因する損害 ネットワークの所有、使用または管理、ネットワーク上のプログラムもしくはデータの提供、またはソフトウェア開発等のIT業務
			共通免責

補償する事故／保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
▼業務外個人行為事故 I施設業務 被保険者（P17の被保険者のうち、②～⑤の方をいい、記名被保険者が自然人の場合はその方を含みます。）による業務と直接関係しない行為（業務外個人行為）による事故 ▶▶業務外個人行為 次の行為で、業務と直接関係しないものをいいます。 ①業務中（休憩時間を含みます。）に次の場所またはこれらの相互間の移動中に行った行為 ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産 イ. 業務が行われる場所 ②住居と①ア. またはイ. との間を合理的な経路および方法により往復する間に行った行為 〈支払限度額〉1回の事故につき、2億円または施設業務特約の支払限度額のいずれか低い額 〈自己負担額〉適用なし	共通免責 + 記名被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊等
▼従業員所有自動車企業賠償事故 I施設業務 従業員が所有または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車（従業員所有自動車）の使用または管理に起因する次の事由のうち、従業員が業務の遂行のために自ら運転者として日本国内を運転中に発生した事故 ①他人の身体の障害 ②他人の財物の損壊 ③軌道・索道により運行する交通乗用具の運行不能 ④自賠償保険または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠償保険または自動車保険により支払われるまたは支払われた保険金の合計額を超過する額に對してのみ、保険金をお支払いします。 〈支払限度額〉施設業務特約の支払限度額（身体の障害、財物の損壊のいずれか高い額） 〈自己負担額〉次のいずれか高い額 ①自賠償保険契約または自動車保険契約により支払われるまたは支払われた保険金の合計額 ②施設業務特約の自己負担額（身体の障害、財物の損壊のいずれか高い額）	共通免責 + 施設・業務事故の免責（②の自動車および原動機付自転車に起因する損害を除く）+ 次の事由に起因する損害 ①自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理 ②従業員が、従業員所有自動車に関する正当な権利を有する者の承諾を得ないで行った従業員所有自動車の使用または管理 ③従業員所有自動車を競技もしくは曲技のために、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用すること など ④従業員自身が負担する損害賠償責任による損害は補償されません。
▼賠償事故の解決に関する特約 I施設業務 II生産物 III保管財物 IV管理自動車 V運送貨物 記名被保険者の年間売上高・事業収入等が1億円を超える場合は、対象外となります。 保険金が支払われる事故において、被保険者が損害賠償請求権者もしくはその代理人に対して行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）について、弊社が協力または援助を行います。また、弊社が損害賠償請求権者から損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、弊社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續を行います。 ①他人の身体の障害または財物の損壊等を伴う事故（サイバー攻撃に起因する場合を含みます。）に限りします。 ②損害賠償請求権者もしくはその代理人が日本国内に所在する場合に限りします。 ③被保険者相互間（工事等の発注者を除きます。）の事故は対象外です。	

業種個別特則

対象となる業務等／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼指定管理業務 I施設業務 地方公共団体による指定に基づいて、地方自治法が定める公の施設の管理業務(指定管理業務)を行うすべての事業者に適用されます。 ①指定管理業務について記名被保険者を指定した地方公共団体を発注者として被保険者に含めます。 ②指定管理業務の全部または一部を受託したすべての事業者を下請負人として被保険者に含めます。 ❶P19 借用不動産事故「●借用不動産の修理費用」の❶(2)の規定については適用しません。	
▼公務員 I施設業務 II生産物 III保管財物 IV管理自動車 V運送貨物 公務員の方に適用されます。 公務員には、次に掲げる法律およびこれらに基づく条例の規定により公益法人等に派遣されている方を含みます。 ①公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 ②地方自治法 ③地方独立行政法人法	公務員の方がP17の被保険者の②および⑥の使用人に該当する場合は、被保険者から除かれます。
▼工事業 I施設業務 II生産物 工事(機械・家具類修理を含みます。)を請け負われるすべての事業者の方に適用されます。	土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した次の事由に起因する損害 ①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊 ②土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊 ③地下水の増減 ❶仕事の目的物の損壊等に起因する損害は、被保険者相互間の事故である場合には補償されません。
▼介護業務 I施設業務 II生産物 次の業務またはサービスに適用されます。 ①介護保険法に規定される業務 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に規定される業務 ③児童福祉法に規定される業務 ④ホームヘルパー、訪問介護員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の養成、研修または講習 ⑤①から④までに準じるその他の業務またはサービス ●記名被保険者がホームヘルパー等の養成研修を実施する介護事業者である場合は、P17の被保険者の②「記名被保険者の使用人」には、協会員および養成研修を受講している研修受講生を含むものとします。 ●介護保険法に定義する保健医療サービスおよび福祉サービスにおける、理学療法士または作業療法士が行う業務および看護師が行う看護行為^(注)を補償対象とします。 (注)看護行為…保健師助産師看護師法の療養上の世話をいい、診療の補助に該当しない行為をいいます。	
▼居宅介護等支援業務 I施設業務 損害賠償請求ベース 次の業務に適用されます。 ①介護支援専門員(ケアマネージャー)が行う居宅介護支援、介護予防支援、要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査等の業務 ②相談支援専門員が行う相談支援等の業務 経済的^(注)事故を補償します。 (注)経済的^(注)事故…他人の財産上の権利を侵害することをいいます。身体の障害、精神的被害または財物の損壊等によるものを含みません。 ❶保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1,000万円または施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)のいずれか低い額となります。自己負担額は、施設業務特約の自己負担額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)となります。	次の事由に起因する損害。ただし、①および②の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ②被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為 ③被保険者の支払不能または破産 ④被保険者の公務員または会社の役員としての行為 ⑤人格権・宣伝侵害事故 ⑥特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害 ⑦業務の保証 ⑧業務に対して与えられるまたは要求される報酬、手数料等またはその他の形態の代償の返還請求 ⑨被保険者の使用人による不誠実行為(日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。) ⑩サイバー・情報漏えい事故

対象となる業務等／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼警備業務 I施設業務 警備業法に基づく業務または警備対象物^(注)の運送業務に適用されます。 (注)警備対象物…警備の対象となる財物または警備の対象となる区域内にある財物をいいます。 ●業務の結果に起因する他人の身体の障害もしくは財物の損壊等または警備対象物(自動車もしくは原動機付自転車を含みます。)の損壊等 ●自動車または原動機付自転車、航空機、施設外における船舶・車両の所有、使用または管理に起因する警備対象物の損壊等	次の事由に起因する損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ①被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ②被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずに、または認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務 ③被保険者が発注者との間の警備契約書等に基づかず遂行した警備業務 ④被保険者が製造、販売または提供した警備業務用機械装置の品質上の欠陥による同機械装置自体の損壊等
▼人材派遣業務(シルバー派遣業務を含みます。) I施設業務 II生産物 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」または「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく労働者派遣業務に適用されます。 ①派遣先において派遣労働者が行う業務に起因する事故 ②派遣労働者が行う業務により、派遣先が負う損害賠償責任 ③派遣労働者が行った不誠実行為(窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。)により、他人の財産が不法に領得された場合において、保険期間中に被保険者に損害賠償請求がなされた場合 ④不誠実行為による損害における保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1,000万円または施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)のいずれか低い額となります。自己負担額は、施設業務特約の自己負担額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)となります。 ⑤不誠実行為は I施設業務 にのみ適用されます。	Ⅲ保管財物 Ⅳ管理自動車 Ⅴ運送貨物 損害賠償請求ベース 次の事由に起因する損害 ①保険契約締結の時に、記名被保険者が、既に発生し、またはその準備行為が行われていることを認識していた不誠実行為 ②保険証券記載の保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為 ③記名被保険者の重大な過失による不誠実行為 ④労働争議に乗じて行われた不誠実行為 ⑤穴埋め行為^(注)。ただし、この規定は、これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為による損害を超過する部分には適用しません。 ⑥不誠実行為によって不法に領得された財物の使用不能 ⑦行為者を特定することができない不誠実行為 (注)穴埋め行為…既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。
▼学校による教育活動業務 I施設業務 損害賠償請求ベース 学校による教育活動に適用されます。 ①学校の依頼を受けて、教育活動に協力する方(外部協力員)で、教育委員会または学校の名簿等に登録された方は被保険者に含めます。 ①生徒が職業体験先企業にて行う業務に起因して被る損害賠償責任 ②幼稚園児、大学生および専修学校生による職業体験先企業での業務は、対象外となります。 ③職業体験先企業が職業体験に起因して被る損害賠償責任 ④職業体験を実施するために、生徒等を受け入れた企業は、職業体験の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ③身体の障害、財物の損壊等を伴わない不測の事故(入学試験の申込手続、合否発表の過誤を含みます。)により、保険期間中に被保険者^(注)に対し損害賠償請求がなされた場合 (注)記名被保険者およびその使用人をいい、記名被保険者が法人である場合は、その執行機関を含みます。 ④保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1億円または施設業務特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)のいずれか低い額となります。自己負担額は、施設業務特約の自己負担額(身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額)となります。 ⑤入学試験申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に起因する事故については、被害者1名あたり30万円が限度となります(この事故の保険金のみをお支払いする場合は、自己負担額の適用はありません。) ④学校の指示または管理下において、教育活動を行う時間中(休憩時間を含みます。)に、住居から教育活動の開催場所等との間を往復する間に、学校に所属する生徒等またはそれらの法定監督義務者が被る損害賠償責任 ④保険金の支払限度額は、1回の事故につき、2億円または施設業務特約の支払限度額のいずれか低い額となります。自己負担額の適用はありません。	次の事由に起因する損害。ただし、①および②の規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ②被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為 ③建築、土木、組立その他の工事の遂行 ④被保険者の研究者、公務員または会社の役員としての行為 ⑤特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害 ⑥業務の保証 ⑦被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の方によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動 ⑧教職員や講師等の不足 ⑨教育活動以外の収益事業 ⑩保険契約や保険証券の手配 ⑪記名被保険者の破産、解散または倒産 ⑫学校の閉鎖 ⑬記名被保険者が入学試験の申込手続、合否発表の過誤の訂正をその発生から1年以内または過誤があったことを知った日から60日以内に行わなかったこと。ただし、入学試験の申込手続、合否発表の過誤による精神的苦痛に対する法律上の損害賠償金については、この規定を適用しません。 ⑭被保険者相互間の事故 ⑮人格権・宣伝侵害事故 ⑯サイバー・情報漏えい事故 次の事由に起因する損害 ①記名被保険者の所有する財物の損壊等。ただし、その財物の損壊等に起因して、それ以外の財物に発生した損壊等および身体の障害に対しては、この規定を適用しません。 ②大学または専修学校の生徒等による事故

対象となる業務等／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合

基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合

▼シルバー人材センター **I施設業務** **II生産物** **III保管財物** **IV管理自動車** **V運送貨物**

シルバー人材センターの登録会員の業務に起因する損害賠償責任

- ①施設業務特約にて補償される保管財物事故については、支払限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げてお支払いします。

▼LPガス事業者 **I施設業務** **II生産物**

次の業務に適用されます。

LPガス スタンド業務	①自動車または原動機付自転車(部品および付属品を含みます。)に関する点検・調整、洗車またはオイル・水・部品・付属品の供給 ②被保険者が所有または使用する自動車または原動機付自転車に対するLPガスの充てんおよびこれに伴う業務 ③①または②の業務のための施設の所有、使用または管理
LPガス 販売業務	①LPガスの供給またはこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てんもしくは移動等 ②LPガス容器等のLPガス器具の販売・貸与、配管、取付・取替または点検・修理等 ③①または②の業務のための施設の所有、使用または管理

- ①自動車で輸送中の容量が600kg以下のLPガス容器またはその容器中のLPガスに起因する損害(積み込み、積み出し作業を含みます。)

- ①自賠責保険が締結されるべきまたは締結されている場合または自動車保険が締結されている場合は、損害の額が自賠責保険または自動車保険により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金をお支払いします。

- ②故意もしくは重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引き渡したオイル、水、部品もしくは付属品または行った業務に起因する損害

- ③賠償責任を負わない事故について、慣習として弊社の同意を得てお支払いされた見舞金による次の費用(各基本特約の自己負担額を適用します。)

▶▶身体の障害

項目			被害者1名限度額 (1回の事故)
ア.死亡した場合			50万円
イ.死亡に至らない場合	病院または診療所に入 院した期間	31日以上	25万円
		15日以上30日以内	20万円
		8日以上14日以内	10万円
		7日以内	5万円
	治療した期間 (入院した期間 を除きます。)	31日以上	5万円
		15日以上30日以内	4万円
		8日以上14日以内	2万円
		7日以内	1万円

1回の事故につき、あわせて100万円を限度とします。

▶▶財物の損壊

1回の事故につき、10万円限度

次の事由に起因する見舞金の損害

- ①被害者側のLPガス(器具、配管などを含みます。)の取扱上の過誤のみによって発生した事故
②LPガススタンド業務①に規定する業務に起因する事故。ただし、LPガスの燃焼または爆発による事故を除きます。

▼クリーニング業務 **I施設業務** **III保管財物**

クリーニング業務に適用されます。

クリーニングとは洗剤または溶剤を使用して、衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品を原型のまま洗たくすることをいいます。

クリーニングを目的として他人から受託する衣類その他の繊維製品、皮革製品または毛皮製品に対する損壊等または誤配

次の事由に起因する損害

- ①洗たく物の欠陥
②洗たく物の修理、加工または染色・色抜き
③クリーニングの技術上の重大な過失。ただし、これによって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。
①洗たく物の製造業者、販売業者、縫製業者または染色業者が、法律上の損害賠償責任を負担すべき損害に対しては、保険金を支払いません。

I 施設業務

II 生産物

III 保管財物

IV 管理自動車

V 運送貨物

マークで表示される基本特約(基本補償)に応じた任意特約(オプション)を選択することができます。

任意特約

任意特約名/基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合

基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合

▼サイバー・情報漏えい事故補償特約

I 施設業務

損害賠償請求ベース

補償範囲拡大

(※) ※サイバー・情報漏えい事故の発生に伴いお支払いする損害賠償金および費用に適用されます。サイバー・情報漏えい事故を引き起こすおそれの段階における費用は、保険期間中にセキュリティトラブルが発見された場合に補償対象とします(発見ベース)。

次の(1)～(3)の事故に起因する損害賠償責任を被保険者(P17の被保険者のうち①～⑤の方をいい、②～⑤の方は記名被保険者の業務に関する場合に限りまゝ。)が負担することによって被る損害および次の「▶▶お支払いする費用」に対して保険金をお支払いします。

- (1) 被保険者が業務として遂行するコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理、コンピュータシステム上のプログラムもしくはデータの提供または日本国内におけるソフトウェア開発等のIT業務による次のもの
 - ① 他人の事業の休止または阻害
 - ② 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの消失または破損
 - ③ ①②以外の不測の事由による他人の損失の発生
- (2) 日本国内における被保険者の施設の所有、使用、管理または業務の遂行に起因する次のもの
 - ① 個人情報または法人情報の漏えい
 - ② ①のおそれ
- (3) 日本国内における被保険者の業務に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの

〔支払限度額〕 上記(1)～(3)に起因する損害賠償責任の合計で1回の事故および保険期間中につき、5,000万円、1億円、3億円のいずれか(※)。ただし、クレジットカード番号や口座番号または暗証番号等の情報漏えいによって、それらの番号が使用されたことによる損害は、1,000万円。

(※) お選びいただくサイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(5000万円型)、サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(1億円型)またはサイバー・情報漏えい事故支払限度額特約(3億円型)のいずれかの特約に規定する額となります。

〔自己負担額〕 適用なし

〔共通免責(⑤を除く)〕 + 次の場合または事由に起因する損害。ただし、①および②の規定については、被保険者ごとに個別に適用します。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ② 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えることを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- ③ 履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災・破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事由による記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ④ 他人の身体の障害または財物の損壊等。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
- ⑤ 株価の変動
- ⑥ 信用の毀損、信頼の失墜またはブランド力の低下

P28に続く▶

▶▶お支払いする費用

事故または損害の種類		お支払いする費用(※) (セキュリティトラブルを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでに生じたものに限りまゝ。)	支払限度額
セキュリティトラブル	1 上記(1)～(3)に該当する事故(サイバー・情報漏えい事故)	① 新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアを通じて説明または謝罪を行う費用	1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中 ▶3,000万円
		② 記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	
		③ 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、⑫に規定するものを除きます。	
		④ 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用	
		⑤ 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費	
	2 上記(1)(2)に該当する事故を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃が発見された場合	⑥ 被害者に対し謝罪のために支出する見舞金、金券または見舞品の購入費用。ただし、上記(2)に該当する事故については、公表等の措置により、その事実が客観的に明らかになった場合に限りまゝ。	① 被害者が個人の場合 ▶1名につき500円 ② 被害者が法人の場合 ▶1法人につき5万円
		⑦ 次の費用 ア. 原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用 ウ. 弁護士報酬(雇用契約の対価、定期的な顧問料等を除きます。) エ. 対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 オ. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用	
		⑧ 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用	
		⑨ 再発を防止するために支出するコンピュータシステムのセキュリティ強化費用(再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。)	
	3 クレジットカードの番号・有効期限・暗証番号・セキュリティコードが所有者以外の者に知られた場合	⑩ コンピュータシステムにインストールされたコンピュータウィルス等の不正なプログラムの除去を外部委託した場合の費用	1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中 ▶200万円(90%の縮小支払)
		⑪ 記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、公的調査に対応するために支出した弁護士報酬、通信費、役員または使用人の交通費または宿泊費、コンサルティング費用	
		⑫ 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用	
		⑬ サイバー・情報漏えい事故が他人の身体の障害または財物の損壊等である場合に、被保険者が支払う見舞金もしくは香典または見舞品の購入費用	
	4 サイバー攻撃のおそれが発見された場合	調査の結果、サイバー攻撃が生じていた場合 ▶サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用(コンピュータシステムの遮断対応費用を含みます。)	セキュリティトラブルの発生もしくはそのおそれの事実公表をしなかった場合 1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中 ▶200万円(90%の縮小支払)
		調査の結果、サイバー攻撃が生じていなかった場合 ▶サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用(コンピュータシステムの遮断対応費用を含みます。)。ただし、外部(※)通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限りまゝ。 (※) コンピュータシステムのセキュリティ運用会社や公的機関をいいます。	

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
(注)この特約においては、P16のお支払いする保険金の種類と概要のうち、⑤～⑦の費用については適用されません。ただし、①の場合は、次の訴訟対応費用をお支払いします(この表の費用と合わせて1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中3,000万円が限度となります)。 ・記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ・記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ・増設コピー機のリース費用 ・被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ・意見書・鑑定書の作成費用 ・相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 ①P27の(1)～(3)の事故に起因する損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害および「▶▶お支払いする費用」に対してお支払いする保険金の合計額は、P27の(支払限度額)を限度とします。 ④「サイバー・情報漏えい事故の補償」のみをご契約いただく場合は、この特約以外の「施設・業務遂行中の事故の補償(施設業務特約)」は補償されません。	P27の続き▶ ⑦株主代表訴訟または住民訴訟に起因する損害賠償責任 ⑧電子マネーまたは仮想通貨の損壊等(有体物の損壊等を伴わずに発生するものをいいます。) ⑨業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、P27(3)の事故についてはこの規定を適用しません。 ⑩コンピュータシステムを構成する機器・設備、ソフトウェアまたはプログラムの耐用年数を超えた使用 ⑪記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合は、次の事由(「▶▶お支払いする費用」は補償されます。) ア.電磁的方法により記録される金額等に應ずる対価を得て発行された証票等または番号、記号その他の符号の不正な操作または移動 イ.不正な為替取引または資金移動 ⑫暗号資産交換業の遂行に関連する事由 など ④業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用(提供する財物や役務の価格を含みます。)(に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。
▼被害事故弁護士費用等補償特約	▶施設業務 ◀補償範囲拡大▶
他人の行為によって、被害者^(注1)が業務中に身体の障害を被ること、もしくは記名被保険者の財物が損壊等を被ることにより、その加害者への損害賠償請求を被保険者^(注2)が行う際に負担する次の費用をお支払いします(事前に弊社が同意した費用に限り。) ①弁護士等への報酬 ②訴訟費用 ③仲裁、和解または調停に必要とした費用 ④弁護士等への法律相談費用 (注1)被害者 P17の被保険者の①～⑤のうち、被害事故にあった方をいいます。②～⑤までの方は、記名被保険者の業務に関する限りにおいて被害者に含まれます。 (注2)被保険者 P17の被保険者のうち、①～⑤までの方をいい、記名被保険者の業務に従事中のみ対象となります(これらの方が個人であり、死亡された場合は、その方の法定相続人を含みます。) ④サイバー攻撃に起因する被害事故についても補償されます。 ◀支払限度額▶1回の被害事故・保険期間中につき100万円(ただし、他の特約で支払われるものがある場合は、その金額を差し引きます。) ◀自己負担額▶適用なし	次の事由に起因する損害 ①保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震、噴火、津波、洪水または高潮 ④原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ⑤②から④までの事由に随伴して生じた被害事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた被害事故 ⑥被害者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑦被害者が自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた被害事故 ⑧被害者の妊娠、出産、早産または流産 ⑨液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)(または固体の排出、流出または溢出により生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事由による場合は、この規定は適用しません。) ⑩財物の次のいずれかの事由に起因して生じたその財物自体についての財物損壊被害 ア.自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象またはねずみ食い、虫食いその他類似の現象 イ.ボイルスケールの進行 ⑪財物の欠陥に起因して生じたその財物自体についての財物損壊被害 ⑫記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての財物損壊被害 ⑬被害者が次の行為を受けたことによって生じた身体障害被害 ア.診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 イ.医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ.身体の整形 エ.はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復 オ.カイロプラクティック、整体その他これらに類似の行為 ⑭石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性 ⑮外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性 ⑯電磁波障害 ⑰騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由 ⑱日射、熱射または精神的衝動による身体の障害 ⑲症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない身体の障害 など ④被保険者が賠償義務者となる被害事故は補償されません。

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合

基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合

▼クレーム等対応費用補償特約 **I施設業務** **補償範囲拡大**

施設または業務に関連して、クレーム行為（使用人からのクレーム行為は含みません。）または使用人による信用毀損等の行為を受けた際に負担する次の費用に対して、保険金をお支払いします（自己負担額の適用はありません。）。

①サイバー攻撃に起因する場合についても補償されます。

お支払いする費用	支払限度額	
①事故を解決するために、被保険者 ^(注1) が賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求を委任した弁護士等に支払う次の費用 ^(注2) ア.弁護士等への報酬 イ.訴訟費用 ウ.仲裁、和解または調停に必要とした費用	1回の事故につき 20万円	保険期間中 50万円
②事故を解決するために、被保険者 ^(注1) が法律相談の対価として弁護士等に支払う費用 ^(注2)		
③事故により、記名被保険者が支払う次の費用 ^(注2) ア.休業していることまたは営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 イ.事故の直接の結果として落ち込んだ施設、業務、生産物の信頼を回復するために、被保険者 ^(注1) が行った広告宣伝活動に要した費用（事故の有無にかかわらず通常要する広告宣伝活動に係る費用を除きます。） ウ.コンサルティング費用（イ.に規定する広告宣伝活動対策についての助言の対価としてのものに限ります。）	1回の事故につき 10万円	保険期間中 20万円
④使用人（P17の被保険者のうち、①から⑤までの方をいい、記名被保険者の業務に従事中のみ対象となります。）が他人の行為によって身体の障害の被害を受けた場合に記名被保険者が支払う見舞金（香典を含みます。）または見舞品の購入費用（社会通念上妥当と認められるものに限ります。）		

（注1）P17の被保険者のうち、①から⑤までの方をいい、記名被保険者の業務に従事中のみ対象となります（これらの方が個人であり、死亡された場合はその方の法定相続人を含みます。）。

（注2）事前に弊社が同意した費用に限ります。

次の事由に起因する損害

- ①保険契約者、被保険者（使用人による信用毀損等の行為により生じる損害に対しては使用人を除きます。）の故意または重大な過失
- ②賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき事由
- ③被害者が自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた身体障害被害事故または財物損壊被害事故

など

①被保険者（使用人による信用毀損等の行為により生じる損害に対しては使用人を除きます。）が賠償義務者となる場合は、保険金を支払いません。

▼コインロッカー等収納財物見舞費用補償特約 **I施設業務** **補償範囲拡大**

不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、その利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカーなどに一時的に収納された財物に損壊等が発生し、被保険者が見舞金を支払った場合の費用をお支払いします（ただし、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。）。

〈支払限度額〉被害者1名につき1万円

1回の事故については、次のいずれか低い額

- ①施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額
- ②1,000万円

〈自己負担額〉適用なし

被保険者またはその代理人が所有し、または私的な目的で使用するコインロッカー等収納財物に生じた損壊等。ただし、この規定は被保険者ごとに個別に適用します。

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼工事遅延損害補償特約 I 施設業務 補償範囲拡大 施設業務特約にて保険金のお支払いの対象となる事故が発生したことにより、工事の完成が遅延した場合に被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、次の条件を満たす場合に適用されます。 ①工事請負契約書において、工事の履行期日が明確に定められていること。 ②工事遅延の原因となる事故が発生した日の翌日から起算して30日以内に工事の履行期日が到来すること。 ③工事の完成遅延が、履行期日の翌日から起算して6日間以上となること。 ＜支払限度額＞1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①施設業務特約の身体の障害と財物の損壊等に適用される支払限度額のいずれか高い額 ②1,000万円 ＜自己負担額＞施設業務特約の自己負担額（身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額）	
▼地盤崩壊危険補償特約 II 施設業務 補償範囲拡大 土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って、不測かつ突発的に発生した次の損壊により被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊 ②土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊 ③地下水の増減によって生じる土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化または土砂崩れまたは土砂の流出入により発生した工作物、植物または土地の損壊 ＜支払限度額＞1回の事故および保険期間中の合計額につき、次のいずれか低い額 ①施設業務特約の財物の損壊等の支払限度額 ②1,000万円 ＜自己負担額＞施設業務特約の財物の損壊等の自己負担額	次の事由に起因する損害 ①無振動工法によらない工事に伴う土地の振動 ②河川または堤防の損壊 ③仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる損壊 ④工事の終了後に発見された損壊 ⑤掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた損壊。ただし、シールド工法により行われる地下工事等によるものについては、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊とします。 ⑥被保険者と発注者を同じくする他の請負業者またはその下請負人が施工中の工事の目的物またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物の損壊 ⑦薬液注入にかかわる費用 ⑧設計変更または工事変更のための費用
▼漏水対象外特約（施設業務特約用） III 施設業務 補償範囲縮小	給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による財物の損壊に起因する損害

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約 Ⅱ生産物 ◆補償範囲拡大◆ 生産物特約またはこれにセットされた他の特約(リコール事故補償特約を除きます。)にて保険金をお支払いする事故において、その事故の原因となった生産物・仕事の目的物自体の損壊および使用不能について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害および回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用に対して保険金をお支払いします。 ＜支払限度額＞1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①生産物特約の財物の損壊の支払限度額 ②1,000万円 ＜自己負担額＞生産物特約の財物の自己負担額 ④同一の原因または事由に起因して生じた事故について、生産物特約からも保険金が支払われる場合は、この特約および生産物特約で支払う保険金の合計額は、生産物特約の財物の損壊の支払限度額(1回の事故につき)を限度とします。 ④保険期間中にこの特約および生産物特約で支払う保険金の合計額は、生産物特約の財物の損壊の支払限度額(保険期間中)を限度とします。	
▼不良完成品損害補償特約 Ⅱ生産物 ◆補償範囲拡大◆ 記名被保険者が製造・販売または提供した財物(生産物)を原材料、部品、容器または包装として使用して製造または加工された財物(完成品)に生じた損壊およびその使用不能について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害(完成品の回収費用等を含み、生産物自体の価額を除きます。)に対して保険金をお支払いします。 ＜支払限度額＞1回の事故かつ保険期間中につき、次のいずれか低い額 ①生産物特約の財物の損壊の支払限度額 ②1億円 ＜自己負担額＞生産物特約の財物の自己負担額 ④同一の原因または事由に起因して生じた事故について、生産物特約からも保険金が支払われる場合は、この特約および生産物特約で支払う保険金の合計額は、生産物特約の財物の損壊の支払限度額(1回の事故につき)を限度とします。 ④保険期間中にこの特約および生産物特約で支払う保険金の合計額は、生産物特約の財物の損壊の支払限度額(保険期間中)を限度とします。	
▼リコール事故補償特約 Ⅱ生産物 ◆補償範囲拡大◆ 生産物の欠陥(異物混入を含みます。)により、他人の身体の障害や財物の損壊を発生または発生させるおそれがある場合に、日本国内の生産物を回収、検査、修理等を実施する場合に生じた費用について、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する事由により、客観的に確認できる場合に限ります。 ①記名被保険者または回収等を実施する方の行政庁所定の様式および方法による届出もしくは報告等 ②記名被保険者または回収等を実施する方による新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告 ③回収等の実施についての行政庁の命令 ④生産物に生じた次の事由は、上記のおそれがあるものとみなします。 ①消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限に関する表示漏れまたは表示誤り ②食品衛生法、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装の製造・販売等 ③次の表示事項について、食品表示法に基づく食品表示基準に従った表示がされていないこと。 ア. 名称 イ. 保存の方法 ウ. 添加物 エ. 食品関連事業者の氏名または名称および住所 オ. 製造所または加工所の所在地 カ. アレルゲン キ. L-フェニルアラニン化合物を含む旨 ク. 遺伝子組換え食品に関する事項	(1)次の生産物の欠陥に起因する生産物の回収等によって生じた損害。ただし、記名被保険者が製造・販売等を行った生産物が、次の⑧から⑬までに掲げる財物の成分、原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用された場合は、この規定は適用しません。 ①体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具 ②体内移植用医療機械、器具および材料 ③臨床試験用医療用具および器具 ④医薬品 ⑤農薬、殺虫剤、殺菌剤または除草剤 ⑥化粧品 ⑦航空機 ⑧自動車、原動機付自転車または自転車 ⑨電池またはACアダプターまたは充電器 ⑩チャイルドシート ⑪血液製剤 ⑫たばこまたは電子たばこ ⑬武器 (2) 共通免責(②～⑥) + 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者、記名被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ②記名被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ③記名被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ④生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合																				
ケ. 乳児用規格適用食品である旨 コ. ア. からケ. までのほか、食品表示法施行以前に食品衛生法において定められていた表示事項 ④食品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。) ①サイバー攻撃に起因する場合についても補償されます。	⑤消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ⑥生産物の修理(生産物の回収等による修理を含みます。)または代替品の欠陥のおそれ ⑦次の方の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れもしくは表示誤り、または次の方による脅迫行為もしくは加害行為 ア. 記名被保険者 イ. ア.に規定する方が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ⑧生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)または虚偽の表示 など ①保険証券記載の保険期間が開始した場合においても、その保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または記名被保険者が、事故の発生もしくはそのおそれを知っていたとき、または回収決定がなされたときは、弊社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ④インターネットのみの社告による回収等の実施については、保険金を支払いません。																				
▶▶お支払いする費用 次の費用のうち、必要かつ有益な費用で、かつ生産物の回収等の実施を目的とするものに限ります。 ①1回の生産物の回収等および保険期間中の合計額につき、「次の表の支払限度額」または「生産物特約の支払限度額(身体の障害、財物の損壊のいずれか高い額)」のいずれか低い額をお支払します(自己負担額の適用はありません。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お支払いする費用</th><th>支払限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用</td><td rowspan="10">1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶3,000万円(①～⑩は90%の縮小支払)</td></tr> <tr> <td>②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用^(注1)</td></tr> <tr> <td>③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用</td></tr> <tr> <td>④回収生産物の修理費用</td></tr> <tr> <td>⑤代替品の製造原価または仕入原価</td></tr> <tr> <td>⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価^(注2)</td></tr> <tr> <td>⑦回収生産物または代替品の輸送費用</td></tr> <tr> <td>⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用</td></tr> <tr> <td>⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</td></tr> <tr> <td>⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等</td></tr> <tr> <td>⑪回収生産物の廃棄費用</td><td rowspan="2">1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円 (90%の縮小支払)</td></tr> <tr> <td>⑫信頼回復広告費用</td></tr> <tr> <td>⑬在庫品廃棄費用</td><td>1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円</td></tr> <tr> <td>⑭コンサルティング費用</td><td></td></tr> </tbody> </table> (注1) 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 次の費用を含みます。 ア. 文書の作成費および封筒代 イ. 記名被保険者または回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用 (注2) 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 記名被保険者または回収等実施者の利益を差し引いた後の金額とします。	お支払いする費用	支払限度額	①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶3,000万円(①～⑩は90%の縮小支払)	②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ^(注1)	③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用	④回収生産物の修理費用	⑤代替品の製造原価または仕入原価	⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ^(注2)	⑦回収生産物または代替品の輸送費用	⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用	⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分	⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等	⑪回収生産物の廃棄費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円 (90%の縮小支払)	⑫信頼回復広告費用	⑬在庫品廃棄費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円	⑭コンサルティング費用		▶▶お支払いできない費用 ①他人の身体の障害、または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用 ④正当な理由がなく、通常の回収等の費用以上に要した費用 ⑤生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用 ①生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、左記お支払いする費用①、②、③、⑨、⑩または⑫の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。
お支払いする費用	支払限度額																				
①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶3,000万円(①～⑩は90%の縮小支払)																				
②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ^(注1)																					
③回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用																					
④回収生産物の修理費用																					
⑤代替品の製造原価または仕入原価																					
⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ^(注2)																					
⑦回収生産物または代替品の輸送費用																					
⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用																					
⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分																					
⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等																					
⑪回収生産物の廃棄費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円 (90%の縮小支払)																				
⑫信頼回復広告費用																					
⑬在庫品廃棄費用	1回の生産物の回収等および保険期間中 ▶1,000万円																				
⑭コンサルティング費用																					

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼保管財物使用不能損害補償特約 III 保管財物 補償範囲拡大 保管財物特約の補償の対象となる財物の損壊等により、その財物が使用できない状態となった場合において、被保険者が負担する損害賠償責任(収益の減少に対するものを含みます。)による損害に対して保険金をお支払いします。 〈支払限度額〉1回の事故につき、次のいずれか低い額とし、保険期間中の支払限度額は保管財物特約で支払われる保険金と合わせて保管財物特約の支払限度額が適用されます。 ①保管財物特約の支払限度額 ②1,000万円 〈自己負担額〉保管財物特約の自己負担額	事故が発生した財物の正当な権利を有する方が、事故の発生を知らなかった期間に生じた損害
▼漏水対象外特約(保管財物特約用) III 保管財物 補償範囲縮小	給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気、水の漏出もしくは溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢出による保管財物の損壊に起因する損害
▼管理自動車使用不能損害補償特約 IV 管理自動車 補償範囲拡大 次の①または②の財物の損壊等により、それらが使用できない状態となった場合において、被保険者が負担する損害賠償責任(収益の減少に対するものを含みます。)による損害に対して保険金をお支払いします。ただし、①の盗取または詐取による損害を除きます。 ①管理自動車特約の補償の対象となる管理自動車 ②管理自動車特約の補償の対象となる自動車の管理業務に付随して保管する財物 〈支払限度額〉契約毎に個別に定められます。 〈自己負担額〉適用なし	事故が発生した財物の正当な権利を有する方が、事故の発生を知らなかった期間に生じた損害
▼運送貨物使用不能損害補償特約 V 運送貨物 補償範囲拡大 次の①または②の事由により、運送貨物特約にて補償の対象となる貨物が使用できない状態となった場合において、被保険者が負担する損害賠償責任(収益の減少に対するものを含みます。)による損害に対して保険金をお支払いします。 ①貨物の損壊等または共同海損行為 ②火災・爆発または輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって自力走行不能となった輸送用具に積載されていた貨物のうち、損壊等の発生していない貨物の運配が発生したこと。 〈支払限度額〉1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①運送貨物特約の輸送中の支払限度額 ②200万円 〈自己負担額〉運送貨物特約の自己負担額	次に該当する損害 ①事故が発生した貨物の正当な権利を有する方が、事故の発生を知らなかった期間に生じた損害 ②現金・貴重品、設計書、図案、証書等の書類の使用不能に起因する損害
▼個人家財対象外特約 V 運送貨物 補償範囲縮小	個人の家財の損壊等に起因する損害
▼費用補償対象外特約 V 運送貨物 補償範囲縮小	次の費用 ①臨時費用 ②残存物取片づけ費用・廃棄費用 ③継搬・急送費用 ④検査費用 ※①～④の費用の詳細は、運送貨物特約(P21)をご参照ください。
▼対物超過復旧費補償特約 I 施設業務 II 生産物 III 保管財物 IV 管理自動車 V 運送貨物 補償範囲拡大 各基本特約および特約において補償される財物の損壊等(サイバー攻撃に起因する場合を含みます。)について、それらの財物の修理費または再調達価額が、法律上の損害賠償責任が認められる額を超過している場合に、その差額分をお支払いします。ただし、次の①および②を満たす場合に限りです。 ①弊社が超過額の発生を認めること。 ②財物の損害賠償請求権者が、その財物を再調達または修理すること。 〈支払限度額〉 次の算式によって算出した額に対して、保険金をお支払いします。ただし、1回の事故について100万円を限度とします。 $\text{修理費}^{(*)} - \text{財物の時価額} \times \frac{\text{被保険者が財物の時価額について負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{財物の時価額}} = \text{保険金の額}$ (※) 財物を復旧できない場合または修理費が再調達価額を超過する場合は再調達価額とします。 〈自己負担額〉適用なし	

任意特約名／基本特約に追加して保険金をお支払いする主な場合	基本特約に追加して保険金をお支払いしない主な場合
▼被害者治療費等補償特約 Ⅰ施設業務 Ⅱ生産物 補償範囲拡大 基本特約にて補償の対象となる可能性のある他人の身体の障害が発生した場合において、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、弊社の同意を得て被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用に対して保険金をお支払いします。これらの費用をお支払いした後、法律上の損害賠償責任が認められた場合は、損害賠償責任に対する保険金に充当します。 ①医師による治療およびこれに伴う移送、通院、転院、入・退院、手術、レントゲン撮影、診断書の発行等に要した費用 ②被害者が死亡した場合の葬祭費用 ③治療等の原因となった事故の発生日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担したものに限りま。 〈支払限度額〉被害者1名につき50万円 1回の事故および保険期間中の合計額につき、次のいずれか低い額 ①適用される基本特約の身体の障害の支払限度額 ②1,000万円 〈自己負担額〉各基本特約の身体の障害の自己負担額	次の事由に起因する損害 ①被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為（過失犯を除きます。） ②治療費用を受け取るべき方（被害者を含みます。）の故意 ③被保険者または被保険者と同居する親族が被った身体の障害
▼財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約 Ⅰ施設業務 が適用されるご契約にセットされた場合 補償範囲拡大 次の①または②による不測かつ突発的な事由もしくは③の事由に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊等を伴わずに、他人の財物（③の事由については施設の占有者の施設）を使用できない状態とした場合において、被保険者が負担する損害賠償責任（収益の減少に対するものを含みます。）による損害に対して保険金をお支払いします。 ①被保険者による施設の所有、使用または管理 ②被保険者による業務の遂行 ③被保険者が業務の遂行において他人に貸している施設の火災、破裂または爆発 ④同一の事故について、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」でも補償される場合、同特約から優先して保険金をお支払いします。 〈支払限度額〉1回の事故につき、次のいずれか低い額 ①施設業務特約の身体の障害と財物の損壊等に適用される支払限度額のいずれか高い額 ②1,000万円（上記③の事由においては、5,000万円） 〈自己負担額〉施設業務特約の自己負担額（身体の障害、財物の損壊等のいずれか高い額）	1. 次の事由に起因する損害。ただし、①から③までの規定は被保険者ごとに個別に適用します。 ①被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ②被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ③脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為 ④法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等の国または公共団体による公権力の行使 ⑤特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能 ⑦履行不能または履行遅滞 ⑧日本国内におけるソフトウェア開発等のIT業務による次のもの ア.他人の事業の休止または阻害 イ.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの消失または破損 ウ.アイ以外の不測の事由による他人の損失の発生 ⑨日本国内における被保険者の施設の所有、使用、管理または業務の遂行に起因する次のもの ア.個人情報または法人情報の漏えい イ.アのおそれ ⑩左記③の事由において、施設の占有者の営業機会の逸失および、他の賃借物件を使用するために支払った賃借料
▼財物損壊を伴わない使用不能損害補償特約 Ⅱ生産物 が適用されるご契約にセットされた場合 補償範囲拡大 次の①または②による不測かつ突発的な事由に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに、他人の財物を使用できない状態とした場合において、被保険者が負担する損害賠償責任（収益の減少に対するものを含みます。）による損害に対して保険金をお支払いします。 ①記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物（生産物）。これに付随する包装・容器・表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 ②被保険者によって行われた業務の結果 ③同一の事故について、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」でも補償される場合、同特約から優先して保険金をお支払いします。 〈支払限度額〉1回の事故につき、次のいずれか低い額とし、保険期間中の支払限度額は、生産物特約で支払われる保険金と合わせて生産物特約の保険期間中支払限度額が適用されます。 ①生産物特約の身体の障害と財物の損壊に適用される支払限度額のいずれか高い額 ②1,000万円 〈自己負担額〉生産物特約の自己負担額（身体の障害、財物の損壊のいずれか高い額）	2. 上記1.および次の事由に起因する損害 生産物または業務の結果が意図した効能または性能を発揮しなかったことに起因する他人の財物の使用不能。ただし、生産物または業務の結果に生じた機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する場合を除きます。

保険約款はインターネットでご提供します。詳しくは弊社ホームページ▶ <https://www.net-yakkan.com/>

※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の証券をお届けします。

賠償責任保険の保険金のお支払いについて

事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求者(被害者またはその遺族)は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利(先取特権)を有し、これを行行使することができます。

用語の説明

学校	学校教育法に規定する学校および専修学校(国、地方公共団体または学校法人が設置する専修学校に限ります。)をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ等の情報処理機器およびこれらと通信を行う機器等が回線を通じて接続されたものをいいます。
再調達価額	損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへの不正アクセス、破壊行為、マルウェア等のインストールまたは改ざん等の不正な行為または犯罪行為をいいます。
作業場内	被保険者が業務を行っている場所で不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
作業場内専用車	作業場内専用車とは以下をいいます。 (1)作業場内において被保険者が業務の遂行のために所有、使用または管理する以下の車両 ①排土、整地、掘削、揚重、積込、運搬等の作業を行うことを主たる用途、機能とする作業車、工作車または運搬車。これらの車両をけん引する車両を含みます。 ②ゴルフカート (2)(1)の車両のほか、施設内(道路を除きます。)において被保険者が業務の遂行のために所有、使用または管理する法令による車両登録をしていない自動車および原動機付自転車
時価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。
事故	この保険契約にセットされる特約において規定する他人の身体の障害もしくは財物の損壊等またはその他の事由をいいます。
自己負担額	被保険者に自己負担いただく金額をいい、免責金額のことをいいます。
支払限度額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
車両	自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。
人格権侵害	被保険者によって行われた不当行為による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。
宣伝侵害	記名被保険者が製造、販売または提供した商品・サービス等に関して行われた広告・宣伝によって発生した次の侵害をいいます。 ①他人の著作権の侵害 ②他人またはその商品・サービス等に対する誹謗・中傷による権利侵害
損壊または損壊等	損壊とは、滅失、破損または汚損をいい、損壊等とは、損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
販売人	記名被保険者が生産物の販売または提供を直接委託している方をいいます。
部品等製造業者	記名被保険者が部品または原材料等の製造を委託している製造業者をいいます。

※このパンフレットはビジサポ(統合賠償責任保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
※取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)
※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。
※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268 9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。